

Title	通典の諸版本について
Sub Title	
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1977
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.14 (1977.) ,p.267- 306
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	森武之助先生退職記念論集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000014-0267

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

通典の諸版本について

尾崎 康

通典が、古今の歴史の変通を解いて史記と並び称されるところに、とりわけ唐代史について豊富ですぐれた基本史料を提供して、多数の研究者を裨益してきたことはいうまでもない。しかし、その利用にあたってテキストに問題のあることは、かねて玉井是博、仁井田陞両氏が具体例を挙げて指摘されたところである。一般に使用されるのは武英殿版系の諸版本であり、近年はその洋装の縮印本が流布して、いっそうその傾向を強めている。これに対して両氏の指摘は、殿版の本文には宋刊本とかなりの相違が見出され、殿版が誤る場合が多いというものであった。

すなわち玉井氏は一九三〇年、傳増湘が自蔵の南宋刊本と無刊記の明刊本とを校合した校語を写しとられ、これに殿版を加えて三本の主な異同を挙げ、その是非を考証された。（大唐六典及び通典の宋刊本に就て下 支那学 七一三 一九三四年、支那社会経済史研究 岩波書店 一九四〇年所収）

一方、仁井田氏は、玉井氏の対校の結果に元刊本と別の明刊本二種を加えられ、一八九〇年に殿版系の広東学海堂刊本にされた竹添進一郎（井々）校東本に基いて、さらに五〇例を増やしてこれら計六本の異同を提示され、その相互の関係を論じられたのである。（通典刻本私考 東洋学報 二二—四 一九三五年）

これによって、通典の利用に際しては宋刊本を参照しなければならぬことが明白にされた。

ところで、両氏あるいはそれに先立つ竹添、傳両氏の拠られた通典の諸版本は、幸にすべてわが国に現存する。宮内庁書陵部蔵の北宋本は夙に著名であり、傳氏雙鑑楼旧蔵の南宋本（覆北宋本）も天理図書館の架蔵するところとなった。明の嘉靖年間の方献夫刊本（杜氏通典）、李元陽刊本（杜氏通典増入宋儒議論）、無刊記本の三本は各所にあり、他に嘉靖三十九年の宣賜記のある朝鮮活字本が蓬左文庫の所蔵である。また、通典の抜

萃であるが、増入諸儒議論杜氏通典詳節四二卷の元末刊本と明刊本が存して、仁井田氏がすでに参照されている。武英殿版、およびその系統の諸刊本は少ない。

宋・元・明刊のこれら各本を所蔵各位の格別のご厚意によって閲覧調査する機会を得、さらに複写撮影を許されてそのマイクロフィルムを供与されたので、とりあえず巻数の少い選舉典（卷一三～一八）について、全本の対校を試みたところ、玉井、仁井田氏の研究の成果にあたたためて敬意を抱いた次第である。この校注の作業は全巻に進めたいと願っているが、二〇〇巻の長巻で思うにまかせず、両氏の論考と重複するところもあるが、待望の書陵部の北宋本の影印本の刊行が予告されていることでもあり、とりあえず通典の諸刊本について記述しておこうとするものである。

一 北宋刊本

〔北宋〕刊〔北宋〕修（有補写） 四四冊 宮内庁書陵部蔵
卷四二・一一九・一二〇の三卷欠。首目と卷一〇九～一一八・一七一～一七五・一九六～二〇〇の計二〇巻八冊が補写であるが、このうち卷一〇九・一一〇の二巻には北宋版があつて重複する。版心の葉数に明らかなように、五巻づつ一冊に仕立てられていたようであるから、北宋版はもとの二〇〇巻四〇冊中、第二三・二四・三五・四〇冊の四冊が失われ、一八〇巻が存する形であるが、ままだ葉があり、第九冊前半中のそれは一四葉に及んで卷四二が完全に欠落し、結局、存一七九巻となる。

冊数が増えたのは首目と欠巻の大半を九行一七字の大字で補写したからで、これによって冊次も当初と異り、原刊の第一冊からして現第二冊となっている。表紙の装訂なども同一ではないから、両者をひとまず分け、補写冊を除いて北宋刊本から略述することにする。

改装後補淡黄色表紙（二六・七×一七・五センチ）、文様はほとんど見えないが、さらに後補の補写冊に明瞭に浮きでている葡萄唐草文の蔓に似たものがわずかにそれらしく見える冊もある。双郭（外郭一五・六×三・三センチ）とその中に「通典」の二字とを刻して、題簽のように左肩に直接刷り、そこに「卷一之五」のように五巻づつの巻次と、「此様四十」と全冊数とを墨書している。これらは後に述べる同じ高麗国十四葉印のある尊経閣文庫蔵の重広会史と国会図書館の姓解、および経筵印だけ捺されている宮内庁書陵部蔵の中説と共通するところで、印記の高麗肅宗六年・北宋建中靖国元年（一一〇一）にはとても遡らないが、高麗末か、おそらく一五、六世紀ごろの李朝で装訂されたものであろう。そのほか表紙には中央上方にほぼ同期の墨筆で千字文号が記されていて、卷一～五の現第二冊がもともと第一冊で、その前に詳細な目録はなかったことを物語る。また後代の筆で右肩から典名と篇名がときには一面に墨書され、題簽の下方に現在の冊次が朱書されている。裏打補修がされている。

首に杜祐の進通典表一葉があり、一〇行、一九字、末行に「貞元十年 月 日表上」の日付をもつが、この表は北宋お

よび南宋刊本にしかない。次いで李翰の通典序があり、一五行、二七〇二八字、やはり一葉いっぱいである。進通典表は天理圖書館の南宋の覆刻本も行格がまったく同じであるが、序は北宋本の後半に二九字の脱字があり、南宋本はこれを補って同じ一五行の一葉に収めようとするために、一行の字数を一、二字づつ詰めている。これは裏面の第一一行「斯典累年而成」と「近代学士」の間に「杜公自為序」以下の二九字が、南宋本以下全本にあるものであるが、この一句は必ずしも誤脱とは断じられず、後に挿入されたものかもしれない。

本文は「通典卷第一」と題し、次行に一四格を低して「京兆杜佑字君卿纂」とし、ついで「佑少嘗讀書」に始る自序が九行あって、食貨典の目録が四行と続き、卷一本文に入る。全巻の詳細な目録はない。

左右双辺（二四・二×一六_{チセン}）、毎半葉一五行、行二六・二九字、注文小字双行三五・三七字。版心は白口、書名を題さず、「第幾冊（葉數）（刻工名）」のように刻し、葉數は各冊五巻の通しで、刻工名はごく稀にある。一部に補刻があり、だいたいは各冊とも二・五葉程度であるが、第二冊（卷六・一〇）はほぼ半分の二二葉に及び、また第一六・二一冊にはない。各冊末葉の高麗国印のあるところはすべて原刻葉であるが、むろん補刻はその押捺の前に行われたことになる。

避諱欠筆は、玄弦絃絃朗敬驚警弘泓殷懸匡胤竟境恒貞徵懲と仁宗にまで及び、補刻葉に英宗の父の讓字の末画を欠く例がある（第二冊卷六第一葉表一〇行）。刻工名は左表のとうり。

2 丁	3 小七	小汪	小嚴三	6 印頭?	安	7 何	吳
希	汪	汪小貝	周	周祀?	周亮	奉	迪
9 姜	胡九	胡祐	胡遂	10 徐	郎	11 張	許
12 華	遂	13 絳	14 趙	趙政	錢	15 潘	鄭希
16 盧	18 戴	顏	20 嚴	嚴肅	(以上原刻)		
2 八	4 牛	9 胡	11 許	13 楊詢	15 蔣	16 扞	20 嚴(補刻)

胡許嚴は原補刻に共通するが、これらの姓の刻工はどの時代にも多勢おり、このように単字では同一人か判断する材料にならない。島田翰が古文旧書考卷四のこの通典の条に、姜玘正が宮内庁書陵部の文中子中説にみえ、徐開・趙正が自蔵の列子にあるというが、中説には奉郎趙嚴もあり、また尊経閣文庫の重広会史に奉姜、真福寺善本集影によれば、礼部韻略に安徐許陳華、広韻に安徐と、北宋後期の刊本と思われるものに共通の名がめだつものの、同様にただちにその関係を結びつけられない。列子はやはり古文旧書考に著録されて、高麗王府の「南原府摹印」の刊記が版心にあるといつて高麗覆宋本とされるものであり、また同書卷二の「春秋経伝集解二巻殘宋欠民字本」の条に鄭遂の名があるというが、氏の言を一概に否定することはないにしても、両書の現存しないまは比較の対象にならない。

字様は端正でややふくらみがあり、同じくその善本集影によるが、「熙寧二年十月望日印行」（一〇六九）の刊記をもつ真福寺（宝生院）の新雕中字雙金にもっとも通ずるところがある。覆刻本は南宋の前期、一二世紀中葉の刊であるが、これと較べ

ればかなり先行することが明らかであり、北宋後期というのが妥当であろう。補刻葉の字様はやや固くなり、南宋刊本に似てきて、建中靖国元年にかなり近づいていることを思わせる。

原刻葉にすでに墨釘の箇所が稀にあり、卷一七第八葉表六行（第四冊一六葉）の場合は、南宋本以降の諸本にはここに「煉慨」の二字が補われている。補刻葉にも卷三九、四九などに同様の例がある。

料紙が黄色というより茶褐色に著しく変色し、こまかな斑点が一面に出ているが、これについてはかねてから朝鮮で川芎の粉末を防虫剤に用いたためであると説かれている。高麗国印のある説文正字なども同様の状態である。

卷三三第九葉（第七冊二七葉）、卷四一第一四葉・卷四二・卷四三第一一三葉（第九冊一四一・二六葉）、卷一四六第八葉裏（第三〇冊八葉）、卷一五一第五一八葉（第三一冊五一八葉）が欠葉である。

最後の第五〇冊五卷が欠巻（補写）で、尾題は「通典卷第一百九十五」。

食貨、選舉、職官の三典と礼典の序など前半の一部に青朱墨の三筆で句点、圈点、傍点線が施され、行間および眉上に他本との校合の結果が記入されている。青と朱は同筆であり、墨筆は卷一と三の一部に限られ、「作」字を青朱が行書体を常とするのにほとんど楷書で字体がやや異なるかと思わせるが、稀に行体で筆跡の似た例もあり、また句点の筆の色が交互に代るのはだいたい改丁の際であるから、これもやはり同筆とみてよかる

う。

眉上の校語は改装のとき天地が裁断されたために、上方の一部が見えず、「一本」「一作……」「一無……」と稀にあるほかに、さらに別本を参照したことを明記した例が見出せないが、これを卷一三・一八の選舉典について諸版本と較べてみると、およそつぎのような結果を得る。

校異のほぼ半分は明版三種、朝鮮活字本、殿版のいずれとも共通し、さらにそれらを含めて無刊記の明版と殿版とに合致するものが三分の二になる。これによって校合に用いた一本が、明版および殿本との関係の濃いものであることが窺われるが、明版とだけ合って殿版は北宋本と同じな例が五、逆に殿版とだけ合致する場合が二七ある。卷一〇尾に付箋があり、上半に青筆で二行にわたって「遠乎利務之一本／作遠争利務民之」と、下半に朱筆で三行にわたって「一本遠浮利／務民之義々礼／立則人化上」と書かれているが、これは食貨典一〇の塩鉄の漢代の項に、北宋本では「是以王者不蓄下藏於人遠乎利務之義礼立而人怨上」とあるところの一部の校語であって、青筆の一本は明版、朱筆は殿版の字句と一致する。すなわち、無刊記の明版と武英殿版を併せ用いて北宋本と対校したものであることが明らかである。ただし校合はさほど厳密ではなくて、北宋本とこれら二本との間に字句に異同がありながら、校語が書きだされていない場合の方が多い。

明版は嘉靖（一六世紀中葉）ごろの刊本であるが、殿版はいうまでもなく乾隆一二年（一七四七）の刊行であるから、これ

を利用したとすると、校合は李朝でなく江戸時代後半のわが国で行われたものと推定されよう。

この北宋刊本は経籍訪古志卷三に著録されるが、並べて「明嘉靖間刊本」が掲げられている。無刊記の明版は内閣文庫に三部が現蔵され、一に「秘閣／圖書／之章」と「学習／院印」、二に「教部省／文庫印」と「日本／政府／圖書」の各印が捺され、三の高野山釈迦文院旧蔵本には印章がない。武英殿版は昌平坂学問所から伝えられた一本があり、一方、宮内庁書陵部には明版、殿版がない。内閣文庫現蔵のこれらの本を校合に用いたとすると、それは江戸時代のかなり後期に行われたことになる。なお、この第一の本は、ごく一部に眉上に校異を記しているが、これは文献通考や札記と校合しており、この北宋刊本とのものではない。

印記は毎冊首上方に「秘閣／圖書／之章」と下方に「宮内省／圖書印」の各方印、そして原刊本にだけ毎冊首下方に「経／筵」方印、毎冊尾に「高麗国十四葉辛巳歳／藏書大宋建中靖国／元年大遼乾統元年」長方印が捺されてある。経筵印は李氏朝鮮王府のおそらく世宗の十一年（一四二九）の、高麗国十四葉辛巳年は高麗一四代肅宗六年（一一〇一）の印章であるが、この両印については別に記す。

補写の八冊の表紙は、北宋刊本のものに似てはいるが空押し葡萄唐草文がはつきりあらわれ、題簽も小題などの墨書もない。第一冊は李翰の通典序と通典目録で、ともに九行一七字、序には「唐左補闕李翰序」の名が本文末に続いており、目録は

詳細をきわめて全六四葉に及ぶ。この目録があるのは無刊記の明版と諸儒議論の入った李元陽本であるが、このような形式ばかりか、小字、改行などの複雑な目録でさえも行格が完全に一致するのが、蓬左文庫蔵の朝鮮乙亥木活字本である。卷一〇九と一一八、一七一と一七五、一九六と一〇〇の本文も九行一七字で、朝鮮本とまったく同様である。そればかりか李翰の序や卷一〇九、一一〇が北宋版が存するにもかかわらず重複するのは、目録や欠巻を補写するのに朝鮮本の各一冊をまるまる抄写したためと思われる。すなわち北宋本には当初から首には総目録がないらしいが、これを補う際にその前の序も写し、また欠巻の一一一を補写するのと同じ一冊に含まれた一〇九と一一〇も同時に写したものである。蓬左文庫本には嘉靖三十九年の宣賜記があつて原装の善本であるが、この第一冊と第四二冊とに、この補写の両冊の構成が一致するからである。さらに卷一一二と一一五、一一六と一一八でそれぞれ一冊に仕立てているところも同じく、逆に卷一一九と一二〇の二巻が欠巻となったのは、卷一二一をも含む朝鮮本の第四五冊が抄写されなかったか、補写後に亡佚したかであろう。

いずれにしても、補写は嘉靖三十九年（一五六〇）ごろ刊の朝鮮古活字本、おそらくその原本によって行われたわけで、その一本は蓬左文庫に駿河御譲本としてあるものの、表紙は朝鮮の装訂にかかるもののように、補写も李朝でされて伝来したと思われる。この北宋本がいわゆる文禄慶長の役の分捕本であれば補写の年代は一六世紀後半の三〇年間に限定されるわけで、か

ねていわれていたような高麗朝の古写ではありえない。しかし一見したところ筆跡はどうも一六世紀までは遡れそうになく、その後李朝から将来された可能性もある。

この北宋本の通典が江戸城中の紅葉山文庫に収蔵されたのは文化一四年（一八一七）で、その間の事情を林緯（復斎）等撰の重訂御書籍来歴志（六卷・内閣文庫蔵）卷二は

此書民間ニ蔵セシヲ林大学頭衡上言シテ文化十四年六月収

ム

と説明し、文化十三年丙寅十二月以来新収書目に、この四冊が同年丁丑八月新収と録されている。来歴志に、卷一〇〇・二〇〇が散逸したのを書写したというのが不審であるが、「書中紅青筆ヲ以テ校正スル所アリ」というのは、先述の校正が紅葉山文庫に入る前、すなわち殿版の刊行（一七四七）からの半世紀ほどの間に、「民間」で行われたことを示すようである。

高麗国十四葉印をめぐる

高麗国十四葉の印章をめぐるてはかねていささか論じられているが、それらを整理しつつもう一度ここで検討を加えておきたい。この通典は版式上北宋刊本に疑いないと考えるが、刊記や刻工名などに決め手がなく、この印記が大きな意味をもつからである。この印が印文どうりの年に作られ、捺されたのかということであるが、そのために制定の事情と押捺された他の刊本について調べてみる。

この印は六・六×三・六^{センチ}の双郭の長方印で、「高麗国十四葉辛巳歳／蔵書大宋建中靖国／元年大遼乾統元年」の二五字が楷

書で彫られ、「建」字の末画が高麗の太祖王建を避諱して欠筆されている。毎冊尾に捺されるのが通例のようである。巻首の「経筵」印は篆文であり、印色の朱も濃くて、両者が同時の捺印でないことは明らかで、高麗印の方が古雅に見える。

高麗国十四葉辛巳の年は、宋の徽宗の建中靖国元年、また遼の天祚帝の乾統元年というから、肅宗明孝王の六年（一一〇一）となるが、高麗史をはじめとしてすべての高麗史籍は肅宗を一五代に数える。この問題については稲葉岩吉（君山）「重広会史の印文に就て——高麗世系を論ず——」（史学七—三・一九二八年）に詳述されているが、明確な結論は出されなかった。しかし、歴代の王について、とりわけ廃位や追尊について検討されたいうで、当の肅宗が、甥で在位わずか一年の献宗から讓位を得、その献宗が一年後に死去しても肅宗の在位中には廟号をたてなかったことから、献宗を省いて一四葉と数えたものか、と推定されているようである。

さて、この辛巳の年は高麗が宿願の太平御覧一〇〇〇巻を入手した記念の年なのである。

宋は遼の脅威におののき、制度・近代史・地理などの書を通じて国情を知られるとして、そのような図書の禁輸政策を採ったが、太平御覧はその代表的な一書であった。¹⁾一方、統一を達成した宋朝に規範を求める高麗はそれだけ太平御覧が欲しく、十数年来賜与を懇請しつつ、その都度拒否されてきたものである。なかでも元祐八年（一一〇九三）には蘇軾の三度にわたるはげしい反対に遭った（東坡奏議卷二三・論高麗買書利害節

子三首)。それが、徽宗の登極の祝賀のために前年五月に派遣されていた侍郎吳挺龍の努力によってついに実現し、六年、すなわち辛巳の年六月丙申、尚書王楙以下がこれを携えて帰国したのである。肅宗の喜びは大きく、使者の一行に爵賞を加え、とくに吳挺龍は中書舎人に昇任させてその能を称えた。(高麗史卷一「世家一一肅宗一・卷九六吳挺龍伝」)

また、この年二月戊午、肅宗は重光殿に御して書籍を閲し、あるいは、

正明丁卯、以九經子史各一本、分置台看樞密院。

三月壬申、制以秘書看文籍板本委積損毀、置書籍鋪于國子監移藏之、以広事印。

の記事もみえる。肅宗は即位以来、たびたび図書文書を檢閲しているが(元年七月、四年四月)、これらを通じて藏書の整理が進められ、辛巳六年、その一段落とともに藏書印が制定されることになったであろうとは、まず推定されよう。三世紀半も降つて李朝世祖の九年(一四六三)五月、行僉知中枢院事梁誠之が世祖の下間に答えたなかで、

前朝肅宗始藏經籍、其圖書之文、一曰「高麗國十四葉辛巳御藏書、大宋建中靖國元年大遼乾統九年」、一曰「高麗國御藏書」。

(李朝世祖実録卷三〇)

といっている。旧朝鮮総督府の朝鮮史がこの高麗史と李朝実録の記事を結びつけて、肅宗が二月二七日戊午、重光殿に圖書を閲してこの印を捺したとしたのは即断にすぎるが(第三篇第二卷)、肅宗が典籍になみなみならぬ関心を示し、王府の藏書を

整理してこの印を制定したのは事実であろう。そして、あるいはまた待望の太平御覽の獲得もこれに関連するところがあったかもしれない。

高麗が宋に求めた書籍類は、続資治通鑑長編、東坡奏議、高麗史にみえるかぎりでは、

九經 史記 兩漢書 三國志 北史 歷代史 資治通鑑
開宝正礼 太学敎式 諸子 聖惠方 陰陽地理 太平御覽
冊府元龜 文苑英華

等である。このうち、九經、古代史、諸子、医、曆、陰陽、文集の類はもと禁書でなく、類書の冊府元龜はとかくあつても許可され、禁じられていたはずの開宝正礼も肅宗の三年には高麗に存在したことが明らかである。⁽³⁾ そのほかに、高麗史によれば、一一世紀中葉以後、礼記正義、毛詩正義、三礼図、兩漢書、隋書、唐書、孫卿子書、それに医書多數を刊刻して秘閣に置き、また秘閣の九經、漢・晋・唐書、論語、孝經、子・史・諸家の文集、医・卜・地理・算の諸書、あるいは九經および史伝百家の書を賜っているから、高麗朝にはかなりの漢籍が蔵せられていた。宋朝の正規の下賜のほかに、頤宗一八年(一一〇二七)八月に宋の江南の李文通等が書冊凡そ五九七卷を献じたように(高麗史卷六)、商人を通じて公式非公式に將來されたものも多かったであろう。

結局、資治通鑑と太平御覽がこの年まで許されずにきて、後者がここによりやく実現したわけであるが、通典の名はこれらのなかに現れない。しかし、その書の内容や性格は太平御覽に

似るから、やはり禁書とされてきて、太平御覽とともにはじめ高麗にもたらされたものか、あるいは開宝正札のようにその少し前になんらかの方法で入手していたかであろう。いずれにしても、この年には高麗朝の書庫に収蔵されていて、この印が捺されたことになる。

さて、この高麗国十四葉辛巳歳の印章を捺す本として、経籍訪古志は卷二の新雕入篆説文正字一卷の条に、小島学古云として説文正字、御注孝経、文中子、通典、姓解の五書を挙げ、紙質、墨色など北宋版とやや異り、朝鮮国で開雕したものかという。島田翰も高麗覆宋刊本説で、古文旧書考（卷四 通典）にはこのほかに荀子と列子を加えられている。このうち荀子と列子を除く六書が現存し、説文正字、通典、姓解、それに他に重広会史にこの印がある。いま、この四書が印記の建中靖国以前の北宋刊本で、この辛巳歳以後にそれを捺印した可能性がないかが問題点である。

新雕入篆説文正字 「北宋」刊 一冊 お茶の水図書館蔵
説文の正字だけに解と反切を注記したもので、本文全一一葉、単刊本でなく説文解字の巻首に付けられたものであらうといわれる。表紙は後補。首尾題とも「新雕入篆説文正字一卷」と二行をとり、下方の余白には中央に界線を入れる。これは重広会史に共通する形式である。左右双辺（一六・一×一一・一センチ）。每半葉一一行、解はすべて小字双行、行二四字、版心 白口、「正字（葉数）」と題し、刻工名はない。欠筆は弦絃鉉殷驚の

各字で、玄朗樹を欠かない。首に経筵印、尾に高麗国十四葉印が捺され、通典と同じように川芎を防虫剤に用いたのか、全紙かなり変色しているために、両印ともきわめて古雅に見える。姓解と同じく曲直瀬氏養安院の二印、さらに島田翰の各種印などがあり、二一歳の島田翰の高麗国印押捺の諸書に言及する跋が裏表紙見返し、箱蓋裏などにある。

重広会史 一〇〇巻 「北宋」刊 二〇冊 尊経閣文庫蔵
「君無為而治」以下、五百ほどの項目をたてて、その事例を正史はじめ諸史書の中から集めた一種の類書で、撰者の名を記さず、宋史藝文志にも作者を知らずとあるが、嘉祐五年（一一〇六〇）成立の新唐書を引くから、北宋、それも一一世紀後半に成立したものである。

小菱紋瑞蓮唐草模様空押淡黄色表紙（二〇・三×一四センチ）は通典のと同質で、その左肩に双郭（小郭一三・八×二・七センチ）内に「重広会史」と刻した外題を直接印刷し、郭内の下半に「卷一之五」（第一冊には「目錄付」ともある）のように巻次を墨書し、下方に「正」字を捺し、また五針眼の朝鮮綴のと同じ尋の上部に「天」、下方に「兼廿」と墨書してある。この装訂や題簽の形式は通典、姓解とほとんど共通したものである。

首に重広会史目錄九葉があり、その題は説文正字と同じように二行をとっている。首題「重広会史卷第二」、各巻とも首にその目を掲げ、各条とも第二行以下は一格を低する。左右双辺（一五・四×一一・七センチ）、每半葉一五行、行一九・二四字、注文小字双行三〇字前後。版心 白口、単魚尾、「史幾（葉数）」

〔刻工名〕。ただし、各典は五巻ごとに纏められていて、巻次はほぼその冊の初巻の数字であり、葉数は一冊を通し、刻工名は稀にしかない。首尾題も各冊首尾以外にはほとんどなく、そのため尾題が「巻第九十六至一百巻終」とされている。字様もかなり稚拙で粗く、書影との対照であるが、真福寺（宝生院）の紹聖新添周易神殺曆に似る。

刻工名は順に 柱 尹序 完 推 三 范 姜 人 奉 余 任。欠画は玄弦絃鼎朗敬擎驚警弘殷境鏡竟貞微懲の諸字、唐の貞觀の年号を正觀に作る例も少くない。ところが、署がはじめの九画しかない例（巻一一第一四葉表一四行）はよいとして、桓（巻五一第六葉表九行）と慎（巻八六第五葉裏一二行）の末画を欠く例があるのであり、これが避諱欠筆であればこの本は南宋刊本になる。この桓の場合は明らかに末画が落ちていて、他に桓字は少くとも実に九六字あり、すべて全画を備えている。とすれば、例外がいずれかであるかは明らかであり、他にもしばしばみられるように、墨がつかなかったとみざるをえない。慎にはほんのわずかながら墨の跡がないでもなく、他に四九以上の慎字が欠画していないことから、これもむろん避諱とは認められないのである。

第二冊二七葉（巻六）、一一冊一一葉（巻六一）、一八冊二三・二四葉（巻九一）が欠葉である。

目次のごく特定の項目に朱圈点が、本文にもときに朱句点、朱引、傍点線が施されている。

毎冊、首に「経／筵」印、尾に高麗国十四葉印、そして表紙

見返しに「尊経／閣章」が捺されている。

尊経閣叢刊の一として影印されている（一九二七・八年）。

紹聖新添周易神殺曆の紹聖（一〇九四・九七）に近い一一世紀最末期の坊刻本とみて誤りないかと思われる。

姓解三卷 宋邵思撰 〔北宋〕刊 三冊 国立国会図書館蔵 小菱紋唐草文様淡黄色表紙（二八・一×一五・三センチ）の左方に、題簽様の双郭とその中に「姓解」と、その下方に「正」と刻し、姓解の下に「一（二・三）」、正の下に「此兼三」と墨書するのは、通典、重広会史とまったく同じ装訂である。

首に北宋景祐二年（一〇三五）の自序、続けて改丁せずに「姓解卷題一 凡三卷一百七十門 二千五百六十八氏（低一格）鴈門邵思纂」と題する。左右双边（二一・四×一四・四センチ）、单边の葉も過半あり、一〇行、一七字、注文小字双行二五、六字。版心白口、「姓幾（葉数）」、字数、刻工名を刻らない。

巻末に近く、「廟諱中六姓今皆自改焉 敬殷匡 鳳弘恒（いずれも欠末画）」とあり、景祐中の原刊本といわれるが、本文中の欠筆は、玄弦題敬弘殷匡鏡胤吳恒貞微と仁宗に及び、英宗以下は避けない。古逸叢書の模刻本は巻二第四葉裏九行の注文に慎字を欠くが、原文は「氏」とあり、誤刻である。字様は端正かつ堂々とした楷書で、北宋版の真面目というものを感ぜさせる。毎冊首に経筵、第三冊尾に高麗国十四葉印がある。曲直瀬氏「養安院蔵書」印とその鼎形印も捺され、やはり李朝王府からの宇喜多秀家による分捕本のようである。

中説 一〇巻 隋王通撰 宋阮逸注 〔北宋〕刊 二冊

宮内庁書陵部蔵

唐草文を空押しした淡黄色の表紙(二三・五×一三・二センチ)に、双郭(外郭一三・八×二・七センチ)の中に「文中子中説」と刻した外題と、その下半に「卷一之五(卷六之十)此様二」と墨書した装訂は、通典、姓解、重広会史とほとんど同じもので、李朝で施されたものと思われる。しかし、経筵印は両冊首にあるものの、経籍訪古志の記事に反して高麗国十四葉印はない。左右双辺(一六・七×一一・一センチ)、每半葉一四行、行二六・七字、注文小字双行三二字内外。版心は白口で「文幾(葉数)(刻工名)」と題する。刻工名は少く、すべて単字で、正 奉 保 姜 郎 富 趙 嚴。徴(禎)字までを欠画し、貞觀をしばしば正觀につくるが、経籍訪古志にいう慎字の欠筆はない。字様は孝経に極似して、通典、姓解に通じ、北宋刊本と認めてよいと思われる。狩谷掖斎の旧蔵本で、その諸印などがある。

小島学古が両印押捺と挙げたものに御注孝経があるが、これは狩谷掖斎・木村正辞旧蔵、宮内庁書陵部現蔵の北宋刊本のことであろう。左右双辺(二〇・九×一〇・二センチ)、每半葉一五行、行二二・二五字の小字本で、版心は白口、真宗の恒字とその劉後の父の通字までを避諱する。仁宗の初の乾興(一〇二二)、天聖年間と明道二年(一〇三三)まで、劉太后が執政し、その間、父諱を避けたので、掖斎はこの孝経を天聖明道間の刊本と推定した。しかし、掖斎の四種の蔵印などがあるばかりで、高麗国十四葉印も経筵印も捺されておらず、栗皮表紙(二四・二×一四・七センチ)もわが国へ到来してからの装訂で、旧朝鮮王府蔵

書の痕跡はべつにない。

荀子は古文旧書考の通典の条に両印ありとされるものであるが、経籍訪古志巻四に著録され、古逸叢書二七に模刻された金沢文庫本がこの本に該当するのであろう。しかし、経籍訪古志には高麗印のことをいわず、小島学古も挙げていない。模刻本によれば、南宋淳熙八年(一一八一)の台州軍州事唐仲友の後序があり、版心の刻工はそのころの林俊、徐達と、卷一第六・七葉に補刻を示すらしく「嘉定十一年換王□」(一二一八)とあるころの王定、吳亮、宋琳、李忠、林儉、徐通、蔣輝ら、そして両期にみえる王震などがある。すなわち明らかに南宋刊本であり、それも高麗国十四葉辛巳歳からは一〇〇年余もくだる印本であって、金沢文庫印が模刻されながら、この印がないのは、もともと捺印されていなかったからであらう。

列子も、古文旧書考に八卷二冊、川越新井君より収得した高麗覆北宋本として著録され、張湛注の八行二一字本、宋諱を避けず、両印を捺し、卷一第一葉の版心に高麗府名の「南原府摹印」と、また刻工に徐開、趙政の名があるという。島田翰の指摘のように趙政は通典の刻工にもおり、紙質、字様、刀法、体式ともに高麗の覆宋本の様式で、前掲の孝経、姓解、通典、説文正字、中説、それに次の傷寒論もみな高麗覆宋本であるとするが、この本の存在を伝えるものは他にない。「南原府摹印」の五字は、事実であれば「確是宋建中靖国以前、高麗依宋初刻本而所繕雕」ということにもなるが、それにしても興味をひく虚言ではある。

傷寒論も島田翰が経筵印を捺すというものであり、孝経以下の諸書と同じく高麗覆宋本とするからには、日本訪書志巻九に著録される影北宋本と関連づけられていると思われるが、これも牽強付会の感が強い。

以上、高麗国十四葉印の捺された説文正字、姓解、通典、重広会史は、印記の年代の北宋建中靖国元年以後の刊、ましてその二六年後に始まる南宋の刊本、むしろ高麗覆宋本とみなすべき点はまったくなく、従来からいわれてきたとおり北宋刊本と認められよう。すなわち、この四本にしかみられないものの、この印章はその明記する年代以後に使用された形跡はなく、高麗肅宗朝の辛巳の歳の蔵書に押捺されたことを否定する材料はないのである。

経筵の語は高麗史には仁宗の壬子一〇年（一一三二）甲戌の条にはじめてみえ（巻一六世家一六）、仁宗が経筵に御して経義を講論し、あるいは臣下の進講を受けている。これが官制として定められたのは高麗朝の最末期で、筵、書筵とも称し、書官、侍学が置かれていたものを、恭讓王二年（一一三九〇）に至って正式に経筵と改称し、領経筵事、知経筵事、講読官を設けた（巻七六百官志一宝文閣条注）。

李朝もこの制を承け、太祖は元年（一一三九三）七月、即位とともに文武百官の制を定め、知経筵官を置いてみな兼ねて経史を進講することを掌らせた（李朝太祖実録巻一）。ただし創業当初は国事多端で実際はかなわず、諫官の請にもかかわらず、

太祖が経筵に座して貞觀政要、論語、礼などの進講を受けたのは末年の七年になってのことである（同巻一五）。続く定宗、太宗は時おり御して講論やほかの種々の行事を催したが、世宗はさらに熱心で、即位するや経筵の人事を重んじ、さっそくこれを開いて大学衍義を受講したのをはじめとして（世宗実録巻一即位年八月、一〇月）、おどろくほど頻繁に経筵に御した。そして二年三月甲申にその制を改めて内容のいっそうの充実を図ったが（同巻七）、一二年（一一四二九）三月壬申に至って、

集賢殿啓、経筵所蔵書冊、不可無標記。請、以「経筵」二字、作図書、每巻着標、又以「内賜」二字、作図書、如有賜者、著標以賜。從之。（同巻四三）

とあるように、「経筵」印を作製してその蔵書に捺したのである。⁽⁴⁾したがって、通典など高麗国十四葉印もある場合には、両印の押捺には三〇〇年余りもの間隔があったことになる。

この文献上の記録が実際の捺印と合致するかをみておく。

島田翰はさらに経筵印だけあるものとして中説、孝経、傷寒論、それに高麗所蔵雕紹興刻鮑注国策、韓本温氏隱居助道方服薬須知、洪武之播芳統集、建文之孔子家語を挙げている（古文旧書考、通典）。中説にはその言のように高麗国十四葉印がなく経筵印だけが捺され、孝経には両印ともなく、傷寒論は現存しないことはすでに述べた。

他はいずれも朝鮮本であって、刊行の順にとりあげればまず秘府所蔵の洪武の播芳統集となるが、宮内庁書陵部蔵の洪武六年（高麗恭愍王二二年・一三十三）の柳珣ら六名の官銜をもつ

聖元名賢播芳統集六卷一冊にこの印はない。⁽⁶⁾ ついで、建文四年は李氏朝鮮に入って太宗の二年（一四〇二）にあたるが、その年四月の朴訥の刊記のある新刊標題孔子家語句解六卷が、島田翰から成實堂文庫を経てお茶の水図書館の所蔵となっていて、これにも経筵印は捺されていない。

昌平齋の戦国策一〇巻に経筵印があるとはすでに経籍訪古志にみえ、内閣文庫現蔵本の首に実在するが、この戦国策は南宋紹熙二年（一一九一）序刊本に拠った李朝の庚子活字本で、世宗朝（一四一九～五〇）の刊といわれる。⁽⁸⁾ 温氏隱居助道方服藥須知は宮内庁書陵部蔵で、首に経筵印が捺され、扉に中和書堂とあり、南宋嘉定九年（一二一六）の温大明の自序、目錄末に「右杭州徳夫刊行」の一行があり、その李朝での覆刻本である。⁽⁹⁾

あいかわらず虚言や作為があるようであるが、経筵印の作られた李氏の世宗朝の刊本にもそれが捺されたことが認められる。説文正字、姓解、通典、重広会史は高麗朝から引続いて李朝の王府に秘蔵されてきたわけで、中説もそれに準ずるのである。いずれにしても、首の経筵印と尾の高麗国十四葉印とはまったく別のもので、高麗朝と李朝と、それも三〇〇年をも隔てた印であるということである。

二 南宋刊本（覆北宋本）

南宋刊本では江安傅氏雙鑑楼蔵本が著名であったが、田中慶太郎氏を経て天理図書館の所有に帰した。これは南宋初期の北宋本の覆刻で、南宋前期に補修され、取合せの一本にはさらに

南宋中期と元ごろの補修が加わっている。これと同版本は中国に数本存在し、台湾の中央研究院歴史語言研究所蔵の卷八六・九〇は原刻本である。これを含めて、台湾所在の通典、および（新刊）増入諸儒議論杜氏通典詳節、それにすでに註（7）に挙げた新刊標題孔子家語句解の元泰定二年刊本については、阿部隆一氏が調査して本論集の第一一、一三輯の中国訪書志二、三に詳しく解題されたので（単行本 汲古書院刊）、これに負うところが大きく、各本について述べる際の当該箇所とその解題掲載頁を示した。（13C 260）のようにあるのがそれで、第一三輯（C）の二六〇頁にあるの意である。また通典のマイクロフィルムを将来されたので、これを参照することができた。

以下、天理本を中心にみてゆく。

存一六九卷（欠卷三六・四〇・一一・一二・一三五・一四七・一五〇・一八四・二〇〇） 三五冊

天理図書館蔵

これは左のように同版二種の取合せ本である。

A 「南宋初期」刊「同前期」修 存一三五卷 二八冊

卷一・五・二六・三五・四一・一〇〇・一一一・一三〇・

一三六・一四五・一五一・一八〇

B 「南宋前期」刊「同前期・中期・元」通修 存三四卷 七冊

卷六・二五・一〇一・一一〇・一四六・一八一・一八三

A は後補紺色表紙（三三・二〇・五_{ナゼン}）、題簽には「杜氏

通典 共四十冊
一之五」のように墨書されていて、改裝時には全巻四〇

冊が存在したことを窺わせる。綴葉装。料紙は裏に進齋の文字の入った小鼎形印が捺され、匡郭の周囲を豊かに残して、宋元

代の装訂の姿を偲ばせる美本である。

北宋本と同じく首に進通典表と李翰の序があるが、表は行格が一致するが北宋本になかった貞字の欠画がめだち、序は前述したように二九字を補って一行の字数を異にする。

左右双辺（二三・五×一五・五^{ナシ}）、有界一五行、行二六〇二八字、注文小字双行三四〇三七字、本文巻首は「通典巻第一」と題し、次行に一四格を低して「京兆杜 佑 字君卿纂」とするもの、北宋本とまったく同じく、その覆刻本であることが明らかである。

補刻葉があり、綴葉装であるだけに一葉の中央部分を補修した例も目立つが、刻工を見ると原刻葉と同姓同名者が四人いるように、両者の時期はそれほど隔っておらず、避諱欠筆も勘案すると、原刻が南宋紹興年間ごろ、補刻がそのやや後ということになる。

欠筆は、冒頭の進通典表の末行の貞元の年号にはつきり見られるように仁宗以前についても北宋版より多く、これに英宗以後の署樹讓勗桓丸瑗構の諸字が加わって、原刻葉は南宋の高宗に至り、補刻葉は次の孝宗に及ぶ。原刻は孝宗の脊慎蜃をほとんど欠かないが、第二五冊二三葉（卷一二二第一一葉）は刻工が顧諱とみえておそらく原刻葉らしく、第三行の慎字の末画がない。補刻葉には確かに慎蜃を欠く場合があり、とくに第一八冊巻八六の第九葉は蜃字を五度にわたって欠画している。ところが後に述べる中央研究院歴史語言研究所蔵零本のこの巻はすべて原刻であって、一例がやや不鮮明ながら他はすべて末画も

明確に刻している。

刻工名を原刻、補刻の順に列挙する。

3 于忠	于亮	于湛	子久	4 毛易	王允成	王旦
王成	王受	王昇	王政	王益	5 包正	包政
6 朱言	朱梓	朱礼	7 何全	余中	余仲	宋求
宋球	宋道	李攸	李通	李懋	沈敏	沈紹
阮于	8 周志	周彦	周曄	宗通	9 俞光	俞忠
胡印	胡杏	胡李	10 徐三	徐宗	徐杲	徐明
徐珣	徐真	時明	11 崔成	章攸	章英	郭良
郭奇	陳狄	陳直	陳敏	陳然	陳達	陳椿
12 黄季常	13 董明	虞集	雍卞	14 趙亨	趙宗	趙実
15 蔡通	16 盧通	錢阜	18 藍通	20 嚴志	嚴常	21 顧諱
4 王中	王允成	王昕	王政	王春	王敷	王璣
5 包端	6 朱允	7 何立	何澄	宋允	宋瑞	李才
李文	李正	李圭	李沚	李恂	李政	李時
李益	李師正	李師順	李詢	李憲	沈仁学	8 周用
周彦	金茂	9 施寔	洪坦	洪茂	洪新	洪源
10 孫付	徐全	徐高	張用	張謹	陳文	陶忠
13 葉允	葉俊	14 趙旦	15 劉文	劉志	潘亨	蔡通
16 錢正	20 嚴忠	21 顧澄	(以上補刻)			

このうち王允成・王成・王政・周彦・蔡通の五人が双方に共通するが、前二者または三者は同一人かもしれない。また、南宋初・前期の刊本で刊年のほぼ明らかな諸書と刻工を比較し

て、同名のものを数えると、つぎの表に示すようになる。

下半部の数字の上段が通典の原刻刻工、下段が補刻刻工と一致するものの人数である。

先に「南宋兩淮江東轉運司刊三史について」に用いた表を準用したから、詳細はこれを参照されたい（史学四六一三・頁四二二）。

書名	刊年	刊地	原	補	所蔵
思溪田覚藏經	紹興二年	湖州	9	2	大谷大
(新)唐書	存188卷 紹興七年	湖州	8	1	静嘉堂
文粹	100卷 紹興九年	臨安府	13	2	北京
漢官儀	3卷 紹興九年	臨安府	3		北京
毛詩正義	存33卷 紹興九年	紹興府	4	2	杏雨書屋
文選	60卷 紹興	明州	6	1	足利学校
外台秘要方	40卷 紹興	紹興府	6	2	静嘉堂
(旧)唐書	存69卷 紹興	紹興府	9	3	
(新)唐書補刻		湖州	4	1	
史記			1	1	北京
漢書			7	11	
後漢書			5	3	北京
史記(秦隱)	存99卷 淳熙三年 同八年修	桐川郡	2	11	静嘉堂
文選	60卷	贛州	4	6	静嘉堂
尚書正義	20卷 乾道淳熙	紹興府	1	3	足利学校
礼記正義	70卷 紹興三年	紹興府	1	5	足利学校
論衡	存25卷 南宋前期		0	8	書陵部

この結果、慎字の末画のみえない一例が気になるが、原刻は紹興中(一一三二と六二)に行われたとみてよく、この覆北宋

本は南宋初期の刊となろう。とくに、文粹は中国版刻図録(図版九・一〇)の解説に刻工が一七名しか挙げられていないが、実にその一三名と合致するものである。

補刻は一部に明らかに孝宗の慎・蜃の両字を避諱して光宗の敦を欠かないように、紹興より後、紹熙(一一九〇-一九四)より前になり、南宋前期とするのが妥当であろう。表で淳熙・紹熙の刊本に近いとともに、いわゆる眉山七史の南宋中期の補刻刻工とも共通するところを見ると、前期でもその後半に行われた可能性が強い。

補刻葉には、すでに文字が不明となって墨釘のまま残された箇所が少なくなく、とくに小字の注文に多い。卷三三第五葉(第七冊二四葉)の中央部はその甚しい例で、それが一八字に及ぶ。開雕後さほどの時期を隔てていないものの、一部の版木の浸潤が相当に進んだことを示すもので、後に本文について言及するが、やはり主に注文に誤刻がかなりめだつ。元刊本以降はこの南宋本に拠らなかつたらしく、墨釘のところには文字が入り、誤字もだいたい訂正されている。

卷一四五の尾二葉(第二九冊四五・六葉)が欠けている。

蔵印は、毎冊の首尾に明の晋莊王鍾鉉の「晋府／書画／之印」、「敬徳／堂／書印」、「子々孫々／永宝用」の三印があり、首にはまた上方の晋府印に対して、下方に「薛玄／卿印」とその上に重ねて「朝／陽」印が捺されている。卷首の進通典表の葉はその尾に「洞玄／冲靖／崇教／真人」印と重ねられている。この印はその左にもう一つ捺され、薛玄卿印と篆字が似る。

が、元の黄潛の金華黄先生文集卷二九所収の弘文裕德崇仁真人薛公碑には薛元卿が洞玄冲靖崇教真人と号したとはみえない。⁽¹⁰⁾

ごく稀に「沔／弔」印があり、他は傳氏が十数種の蔵印を組合せて押捺したもので、基本的に「蔵園／秘笈」と「雙鑑樓／収蔵宋本」の二印を縦に、それが無理な場合は横に並べ、その上方に次のうちの二印を捺す形式である。「傳／増湘」(陰)「増湘／湘印」(陰)「沔／叔」(沔一叔)「沔叔／蔵書」(傳沔叔蔵書記)「沔叔／審定」(蔵園／居士)「雙鑑樓」(精龕／精舎)「萊娛／室」(長春／室主人)「書／潛」。第一冊末(卷五末)に、

光緒乙巳冬見朝鮮國庫所蔵有大遼統和二十二年使臣購入題字者於東瀛當時默者神劍歸興之祝越今十有六年矣煥略神明頃還觀則又不能無延津至合願也余齋老人觀記庚申五月晦日(癸厘)(印)

との識語があるが、校宋本通典跋(図書館学季刊三一・二、蔵園羣書題記卷三)によれば、この庚申の年の夏、すなわち民國九年(一九二〇)に傳氏は南游して、江蘇省揚州の宝応の旧家でこの通典二八冊を入手したのである。しかし、余齋老人がその一六年前の光緒三十一年(明治三八・一九〇五)に訪日して図書館の北宋刊本を閲したといい、遼の年号を統和とするあたりの記述は、どうも解せない。

B本七冊は、改裝後補金切箔散濃綠色表紙、襯紙を挿み、包背装で、題簽はない。A本と同版で、傳氏のところで取合されたのであろうが、版面はいよいよ浸潤し、原刻葉の残存はほとんど認められず、A本の南本前期に加えてさらに二度にわたつ

て補修が入っている。

第二期および第三期修の刻工はつぎのとうである。

2. 丁之才	4 方至	方信	王成	王明	王信	王宝
6. 朱明	朱玩	朱益	7 何昇	何沢	余政	余敏
吳春	吳益	吳祐	宋通	本宝	沈定	沈思益
沈祖	8 周成	周明	10 凌宗	夏义	徐仁	高異
11 張允	張明	張垚	張堅	盛吳	陳思義	陳晃
陳彬	陳寿	13 楊顥	董辰	詹世榮	15 劉仁	劉照
16 錢裕	17 応拱	20 嚴智	21 顧永	(以上第二期)		
4 方得	□ 王	5 占	永	用	6 圭	成之
7 李宝	8 沈	9 胡	政	(以上第三期)		
10 凌	翁	11 張	祥重	12 勝	貴	14 寿
15 褚	(以上第三期)					

第二期修の刻工は、紹熙三年(一一九二)跋刊の八行本の礼記正義、乾道淳熙間刊の同じく尚書正義、慶元六年刊の春秋左伝正義、開禧二年跋刊の石林奏議、嘉定三年刊の中興館閣録、同五年跋刊の歴代故事と欧公本末、同一二年刊の渭南文集、同一四年(一二二〇)序刊の儀礼經伝通解などの刻工と共通する。一二世紀の終りから一三世紀の初四半世紀ごろ、すなわち南宋中期の補修である。これらと同じ刻工をもつ南宋中期の刊本や補刻本は多く、南宋兩淮江東轉運司刊の史記、漢書、後漢書の補修も同様なので、上記の諸書とその刻工名を前掲の「南宋兩淮江東轉運司刊三史について」(史学四六・三)頁四六と四八に表示しておいた。

第三期修葉は量的には少なく、刻工名もほとんど単字で比較できないが、宋末元初の補刻かと思われる。

第三〇冊の卷一四六は首九葉を存するだけで、表紙をつけて装訂されていない。

印章は毎冊首に傅氏の「藏園／秘笈」「雙鑑樓／收藏宋本」の二印が捺されるだけである。

存卷八六・九〇（五卷）〔南宋初期〕刊 二冊（13C260）
存卷一九四・一九五（二卷）

〔南宋初期〕刊〔同前期〕修 一冊（13C261）

中央研究院歴史語言研究所藏

後者は天理図書館のA本と刊・修を同じくし、小型鼎形の造紙印と思われるものも似て、あるいは同印かもしれない。仁井田氏が前掲論文に宋本通典四として掲げられたものである。

前者はもと第一八冊の一冊を成していたものであるが、阿部氏将来のフィルムを検して天理本の同じ巻と較べたところでは、天理本ではほぼ半分に達する南宋前期の補刻の部分がすべて原刻葉のようである。前述した卷八六第九葉の蜃字の欠筆のあるところもそうで、この史語所本にはその末画が存し、補刻の天理本は欠く。南宋本のもっとも善本であろう。

存卷七九・八〇 一〇六・一一〇（七卷）

〔南宋初期〕刊〔同前・中期・元〕通修 二冊

北京図書館藏

北京図書館善本本目では二冊が一括され、宋刻宋元通修本、潘捐と記されているが、もと涵芬樓燼余書録と潘氏の宝礼堂宋

本書録とに別に著録されたものである。涵録には「存三卷一冊存卷第七十八全第七十九第八十」と録されていて、当時は卷七八の一部も存したらしい。両書の記すところでは、行格はともに北・南宋刊本に同じく、刻工が涵録は顧澄、余敏、高異、曹榮、王宝、張明、李倍、宋琚、徐儀といずれも南宋中期の工人たちであり、潘録は原刻が王政、朱池、朱祥、朱言、朱桃、沈□、毛、陳、補刻が凌宗、王璣、楊潤、楊榮、何澄、陳彬、李成、何沢、世榮、北陳、毛興祖、沈思恭とあって、朱池、朱桃ら天理本には見当らなかったものいるが、南宋初期の原刻と中期の第二次修の工人たちの名である。北京図書館善本書目のいうような元修刻工の名は挙げられていないが、ともに天理本と同版で、少くとも南宋中期までの二次の補刻を経た本である。

北京、上海両図書館の善本書目に宋刊本として著録される次の二本も、おそらく同版本であろう。

存二三卷 卷一・二・三・四・五・六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・九九・一〇〇

宋刻宋元通修本 九冊 北京図書館

存一〇卷 卷一・二・三・四・五・六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・九九・一〇〇

宋刊本

上海図書館

上海本のうちの卷八三・八五・一三六・一四〇の八巻は、巻次が一致するから、金陵の鄧邦述の寒瘦山房藏存善本書目巻一に著録される存八卷三冊であろう。每半葉一五行、行大字二八、小字双行三三、四不等と記されるところからも、同版と思われる。

北京図書館善本書にはもう一本、

存五卷 目録 卷一・二・三・四・五 宋刻宋元統三年江浙等处儒学重修本 二冊

が著録される。これら南宋本のさらに重修本の意味にも受取られるが、元統三年（一二三三）は次掲の元刊本の大徳十一年（一二三〇）よりも遅く、他に類例を聞かない。ここに挙げてきた南宋本と同版であれば、この善本書目は宋元通修と書くはずである。また目録で一冊を成すらしいが、書陵部の北宋本も天理の南宋本ともに総目はなく、元刊本も各典の名称と巻数を示す一葉限りのごく簡単なもので、これは別版とも考えられる。

旧京書影に、旧清内閣蔵書の宋刻零葉が二部、ともに巻次不明として掲載されている。

（三八八）は大連図書館蔵と伝え、卷八二礼典四二の第三葉（第一七冊一三葉）表で、天理図書卷にA本が現存する部分であり、天理本が原刻葉であるのに対して、この書影は字様からも版心上象尾に大小字数がみえることから、南宋中期の第二次補刻葉であると思われる。

（三八九）は東京杉村氏の蔵とされ、卷一四四樂典四の第四葉（第三七冊三一葉）表で、天理本は欠巻であるが、北宋本と対照でき、同様に南宋中期補刻葉とみられる。

「塩官県雕」の刊記のある同じ一五行の通典が、鉄琴銅劔樓蔵書目録卷一二に著録され、王国維の両浙古刊本考上と王文進の文祿堂訪書記卷二にも収録されている。瞿目によれば、貞元一〇年進書表、李翰序、自序、門の目、本文と続くといひ、この構成や一五行二八字の行格は前述の北、南宋本と違わない。

原本が一二〇余巻存し、他は譌字の多い補写であるが、卷一〇五、一〇六、一〇八、一〇九の巻末に塩官県雕の四字があるとされ、文祿堂記は一八冊としている。

欠筆も列挙されて、恒字までを避諱して構字を欠かず、北宋時の刻であるとするが、天理本でも構字を欠く例はむしろ稀で北宋刊本説にただちには結びつかない。塩官県が両浙路臨安府いまの杭州府海寧州治であるとも述べているが、文祿堂記が挙げる刻工は俞昌、周祥、朱明のわずか三人ながら、俞、朱の兩人の名は南宋前期刊の両浙東路提舉司幹辦公事の官銜をもつ外台秘要方にもみえて、これとの関連の方がより濃いといえる。そして、天理本と外台秘要方とは朱明を含めて六人の共通の刻工がいるとなると、天理本も刻工からみて杭州附近の刊刻であり、ほとんど同じ時期、地域、形式でこの大冊を二種も雕版したということに疑念は拭いがたく、それより両者は同版ではないかの感を抱く。塩官県雕の刊記のある四巻は、書陵部の北宋本は卷一〇九を除く三巻が存し、天理本はB本の部分であった、各巻の末葉はいずれも補刻葉らしいが、むろん両本にこの刊記は存しない。王国維が、これは杭州官書で各県に分離させたというのは考えられることで、その場合は完成後、版木をおそらく臨安府あたりに集めたであろうから、補刻が再び塩官県で行われるとは限らず、その際はむしろこの四字が削除されることがありえよう。ただし、朱明は南宋中期などにもみえる名であり、他の二人は天理本にあらわれず、また文祿堂記に上記字数というのは天理本の原刻にはないので、この推定もすぐ

には成りたないものである。

なお、瞿目によれば、この本はもと徐氏伝是樓の所蔵で、巻首に徐乾学印と健庵二朱記があり、吳中の故家、嘉興の金轡庭を経て、瞿氏の手中に帰したという。伝是樓宋元本書目には、「宋本桂氏通典二百卷^{四十本}」が二部著録される。しかし、民国十一年（一九二二）序刊の鉄琴銅劍樓宋本書影には載せず、その後の所在が知れない。

三 元刊本

元刊本にはおそらく大徳十一年に撫州路で刊行された一本があり、一部補写の全巻が静嘉堂文庫に、零本が台湾に二部現存する。いま、静嘉堂本についてみる。

二〇〇巻 「元大徳十一年」撫州路刊 四八冊 静嘉堂文庫蔵

（巻一九と二一・六一と六五・八一と八五補写）

補写が註一三巻、したがって元本は一八七巻存する。

後補金切箔散青色絹表紙（二九・二〇・五^{チセ}）、金鏤玉装。

首に李翰の通典序、ついで九典の名称と巻次を示すだけの通典目録があるが、ともに破損が甚しく、裏打のうえ補写してある。季振宜（一六三〇）の印記は損傷し、袁廷禱（一七六四）一八一〇の印は補修の上に捺してあるのが、その時期を窺わせる。進通典表がなく、総目があるなど首目は宋刊本とやや相違するが、本文はさほどでなく、兩本の関係は明刊本や武英殿版に較べてはるかに近い。

初行に「通典卷第二」、次行に「一格を低して」京兆杜（隔三格）

佑（二格）字君卿纂」と題する。左右双辺（二一・九×一六・一^{チセ}）、每半葉一四行、行二六字、注文小字双行。版心はすべて双魚尾をもつが、ほぼ五種の変化があつて、およそ巻次によって分たれ、それぞれ字様に変化もあつて、撫州の各県学などに分雕させた結果によると思われる。また一部に刊記、校記、跋文の類があるから、これらと刻工名とを含めて、刊行の経緯を考えてみたい。まず巻一〇〇末に、

通典一書、礼樂刑政備焉。学士大夫、所宜家置一通、以便考索。而板廢已久、諸路欲刊、弗克。

総管錦山楊公、牧臨川、兼董學事。既新美庠序、百廢煥興。迺命諸学院、協力刊成、第旧本訛甚、且多漫滅、殊不可讀。湖堂所刊、自廿六至百、共七十五卷、区区

点勘再四、凡正一千七百六十八字、刪三百二十三

字、增三百八十八字、皆攷拠所引經史伝記儀禮諸

書、以本文參訂、改定其疑。未能明者姑欠之、非敢臆

決、如金根也。尚恨、膚學謾聞、研覈不精、掃塵復生、亦

未敢保其尽善以否、後有邢子才正、自不免一笈云。

丁未歲抄、後學湘中李仁伯中恕甫謹識。

（句点是補）

との跋文がある。これによって、おそらく大徳十一年（一一三〇七）と思われる丁未の歳に、撫州路総管兼臨川県尹の楊錦山が中心となり、路内の諸学院が協力して通典を校正刊行することになったこと、底本とする旧本は訛誤多く、漫漶甚しく、巻二六と一〇〇を受持った湖堂では経史などの原典にあたって校正に厳密を期したことが明らかにされる。

ついで各巻ごとに版心や刻工をみてゆくと、だいたいつぎのように諸学院が分担したことがわかる。

A 卷一・二五・一〇一・一二〇

白口「(大小字数) 通典卷幾 (葉数) (刻工名)」

又山 王 江玉山 江興甫 余益山 吳拱之 吳拱辰 黃

黃宋恭 黃忠 (卷一・二五)

了 人 寸 元 心 火 王 全 先 羊 亨 吳拱辰

李元 宗 英 翁 張 張北 林 張永祥 劉

(卷一〇一・一二〇)

江玉山に「盱城」の二字、江興甫に「盱」字を冠したものが⁽¹²⁾ある。

卷一〇七末に「臨川縣学 教諭晏仲容 直学連元寿 点对訖」とある。

B 卷二六・一〇〇

線黒口「(大小字数) 通典第幾 第幾冊 (葉数) (刻工名)」

宋刊本と同じく五巻を一冊とし、葉数を一冊ごとに通算している。

乙 寸 山 川 仁 心 父 可 平 本 立 仲 共

体 宋端 言 宗 明 奇 思 畠 英 祖 祥 劉文

劉宗 繼祖 (卷六一・八九 版心ほとんど破損 補写)

李仁伯跋に「湖堂所刊」とある巻であるが、ほとんど各巻の末に「撫州路臨汝書院新刊／山長湘東李仁伯校正」およびこれに準ずる八種の校・刊記があり、卷七九と一〇〇には「直学吳国珍監刊」の一行もある。

C 卷一二一・一四〇

白口「(大小字数) 第幾冊 幾 (巻次) (葉数) (刻工名)」

中 工 仁公 仁玉 仁吉 仁吳 仁胥 仁翁 吳 胥

崇仁吳 崇仁胥 崇吳

D 卷一四一・一五〇

白口「(大小字数) 通典卷幾 宜興 (縣) (葉数) (刻工名)」

士 王 平心 玉 茂山 茂思 郭

E 卷一五一・一七〇

線黒口または白口

「(大小字数) 通典卷幾 第幾冊 (葉数) (刻工名)」

卷一五一・五(第三一冊)、一六一・五(第三三冊)は葉数を通算、他は一卷ごと。

了 人 寸 小 山 士 心 王 王永 可 永 示 立

仲元 有立 亨 宋宗祥 秀 宗 宗英 明 畠 高 琇

黃有立 寿 劉

卷一五一初葉の宋宗祥の上に「清原」の二字を冠するが、未詳。

F 卷一七一・一七三

白口「(大小字数) 一百七十幾巻 三十五冊 (葉数) 樂安県

学刊 (刻工名)」

仁 仁公 仁玉 仁吉 仁吳 仁胥 仁翁 亨 吳 宗 胥

英 珍 崇仁吳 崇仁胥 崇吳 劉

卷一七四以下、版心が破損したり(一七八・一八四)、故意に削りとったような箇所もあるが、A B C Eの各式がごく数巻づつ入りみだれ、一〇行二・二字という一葉も混って一

定しない。刻工は

弓 中 今 父 王 安孫 養直 高 陳 君祥 曾札 黄

黄茂 (卷一七四～一七七)

元佑 元札 (卷一八五)

今 月 父 古 本 旦 先 泰直 金川 張 彭養 直

(卷一八六～一九二)

父 月 王 仲元 安 (卷一九三～二〇〇)

撫州路には臨川、崇仁、金溪、宜黄、樂安の五県がある(元史卷六三地理志五)。

卷一～二五(一九～二一は欠卷)と一〇一～一二〇は版心の形式も同じく、刻工もほとんど共通するから、卷一〇七末に臨川県学の教諭と直学の両名が校正したというように、ともに臨川県学が校正と刊刻を担当したものと思われる。盱城はわからないが、南城は臨川の上流(南方)六、七〇キロのところにある。

卷二六～一〇〇(六一～六五・八一～八五を欠くが)は撫州路臨汝書院刊であり、それは総管府のある臨川の府城の西南二里のところにあつた。

Cの卷一二一～一四〇は、ほとんど崇仁〇という名の崇一族で彫られている。卷一七一～一七三の樂安県学刊にも崇仁美がいるが、やや例外的であるし、これらの葉には樂安県とはなく、また刻工は呉拱辰が臨川と宜黄の双方にあらわれるように、近隣の各県に徴発されたであろうから、両者は関係は深いようではあるが、この部分を樂安県学刊とは決めがたい。

Dの卷一四一～一五〇には宜黄とあるから、たぶんその県学の担当であろう。卷一五一～一七〇は清原の位置がわからない。

Fの卷一七一～一七三はずか三卷であるが、樂安県学の分担であることが明白である。以下の刊は刊記もなく、刻工もあり共通しないので、刊刻の地は推定できない。

李仁伯跋の丁未は、大徳一年(一三〇七)の前後が南宋淳祐七年と元の至正二十七年となるが、後者は元の最末年であり、版式からは大徳ごろが適当と思われる、刻工は、江西地方の刊だけに江浙に多い他の諸書のものにほとんどみられず、いまのところこれによる刊年の推定はできない。

結局、この通典二〇〇卷は、元の大徳一年に、江西等処行中書省の撫州路総管府が、臨川、宜興、樂安等の県学、および臨汝書院などに分雕させ、刊行したものと考えられる。

臨汝書院では校訂に厳密を期したというが、各県のいくつもの書院に分担させたために、形式上にはかなり統一を欠いた。一本のうちに葉数を各卷ごとに数えるものと、宋刊本のように五卷を一冊として通算するものがあるのもそうである。それに応じて五卷ごとの冊次を記入するものがあるが、宋刊本の一行約三七字に対して、元刊本は一行二六字であり、注の小字の数も違うから、元刊本は一葉について一七五～二〇〇字少く、そのため一冊について一〇葉ほどは増えるから、はたして五卷ごとに一冊に装訂したかは疑問で、ここではその形式の宋刊本を底本としたことを知るものである。

尾題は「通典卷第一百九十八」。卷一九九・二〇〇の末葉は補写にかかるためであるが、卷一九一・二二・六一・六五・八一・八五の全巻のほかに、卷一九六第八・一〇葉、一九九の九・一一葉、二〇〇の一・三・九・一一葉が補写されている。これらの行格は本文と同じく、卷六四・六五末には臨汝書院の刊記をも抄写しているが、その拠るところは明らかにちようどそのころ刊行された武英殿版ではなく、宋刊本とも字句の出入異同があるもののまずはこれに近いから、同版の元刊本に基いた可能性が濃い。

蔵印は、第一冊首に明の文徵明の「江左」「春草」「堂印」(陰)と王寵の「古吳」「王氏」(陰)、第一冊および目録首に「季振宜」「蔵書」序末にやや大型の「御史之章」(陰)「季印」「振宜」「滄」「葦」、第一冊および目録首に「袁又愷」「蔵書」巻一首に「袁印」「廷禱」「五硯」「主人」巻末に「蘇州袁氏五硯」「樓蔵金」「石函書」、卷八以下数巻おきの首に「笠沢金」「氏安素」「堂書印」(陰)、そしてときに「歸安陸」「樹声蔵」「書之記」等である。

この元刊本は、他に台湾に次の二本の存在が知られるだけである。

存卷七七第七一五・一九葉 卷七八第二〇・二二葉

卷七九第三一・三三葉(葉数は第一六冊の通算) 計一一葉 一冊

北平圖書館(11 B 137)

存卷一九・二三・一七七・一八二 計一一葉 二冊

中央圖書館(13 C 119)

旧京書影(三九〇)に卷七九初葉(第一六冊二七葉)、文祿

堂訪書記に卷七五一巻が著録される。

四 明刊本

明刊本としては、嘉靖一八年に方献夫が広東の崇正書院で刊行した杜氏通典、李元陽が嘉靖中に福建で刊行した増入宋儒議論の杜氏通典、無刊記であるがほぼ嘉靖ごろの刊と思われる通典の三本が伝存する。仁井田氏もこれら各本を対校するに際してかなり詳しく解題されたが、同時に、嘉靖三八年進士の周弘祖の古今書刻に福建五經書院と広東広州府で杜氏通典を刊行したとあること、南雍志卷一八経籍考に南京国子監の版本三四〇〇面があるということを指摘されている。福建本と李元陽本・広東本と方献夫本の関係は明らかでないが、また、現存三本がそれぞれ数ないし一〇数部づつは実在するのに、国子監本などの伝存を聞かないが、本文を見るとさらに数種の明刊本が別にあつたであろうことは想定される。

この他に嘉靖三九年下賜の朝鮮活字本があり、これも含めた現存四本の本文はそれぞれに多少の異同はあるものの、互いにかなり近い関係にあるといえる。李元陽本は宋儒議論を増入するという特異な形式であるが、二〇〇巻の各巻末にそれを付載するもので、本文には特別な変化はない。ただし、(増入)諸儒議論杜氏通典詳節四二巻は、議論は李元陽と同じであるが、本文が巻数のように大きく刪略された別書であるから、後に一項をたてて述べることにする。

方献夫本(杜氏通典)

首に、嘉靖十八年己亥夏四月、賜進士光祿大夫柱国少保兼太子太保吏部尚書武英殿大學士知制誥經筵國史總裁官方獻夫の刻杜氏通典序があつて、李翰の杜氏通典序、杜佑の通典序が続き、ついで杜氏本伝、名宦伝と称して唐書と嶺南志の杜佑伝を戴せる。そして

「杜氏通典卷第一」

唐岐國公尚書右丞前嶺南節度使京兆杜佑君卿纂
明文林郎巡按廣東監察御史連江王德溢懋中校
奏議大夫廣東提督學校僉事秀水吳鵬万里校

と題し、食貨典の目次を掲げて本文に入る。单边（一八×一四・七センチ）、每半葉一一行、行二〇字、注文小字双行。版心 白口「通典卷幾（葉數）」尾題は「杜氏通典卷第二百終」。続けて分理官員師生姓氏として提調官三名、監刻官九名、對閱生員一〇名の列銜があり、「右書計鏤板凡一千／七百九十二卷凡二百帙凡四十梓匠凡七十始於嘉靖戊戌／仲冬迄於己亥孟冬／閏月凡一十有三貯／於羊城之崇正書院」とある。首の方献夫の序に、通典は漸く廢れて板鏤も伝わらず、わずかに抄本が存するだけなので、王德溢、吳鵬とともに善本を訪求し、精校してこれを梓に付すとあり、嘉靖一七・一八の兩年、一三箇月を要して成り、廣東の崇正書院の蔵版としたというものである。東京太学東洋文化研究所・尊經閣文庫（四〇冊）、蓬左文庫（四六冊）、中国では北京圖書館（四〇冊）、台湾の中央圖書館（四〇・四八・四〇・八〇・九九（欠卷四九・五〇）冊の五部）、故宮博物院（四〇・一〇〇冊の二部）、それにプリンストン大学葛思德東方

圖書館（四〇冊）などに蔵される。尊經閣蔵本に「杜氏通典」の題簽とともに五巻ごとの簡目が刷られた目錄題簽が粘付されていて、この本も四〇冊に仕立てられたことを示す。無刊記本

仁井田氏が明刻一本と称されたもので、ここではただ明版と略称する。

李翰の通典序は、首に「通典序」と題するだけで、「唐左補闕李翰序」とは本文末に続く。次の通典目錄は、各巻首の小目を総集して四九葉に及ぶ。「通典卷第一／（低二四格）唐京兆杜佑君卿」と題し、四周双辺（二〇・九×一四・三センチ）、每半葉一〇行、行二三字、注文小字双行。版心 白口、双魚尾、「（小題「田制上」のように）通典卷幾（葉數）（刻工名）」玉井是博氏が当時傳氏蔵の南宋本と校合して指摘されたように、卷六八礼典二八の第五葉をちやうど一葉脱し（前掲書四五八頁・明本は誤り殿本は誤らざる例の（六）、次葉も当初は欠いたのを版刻中に補ったらしく、葉數が「前四」・（脱）・「後四」と続けられてゐるなど、粗雑なところが目につく。尾題「通典卷第二百」。

次の朝鮮活字本と關係が深く、それが嘉靖三九年の宣賜本であるから、この明版も嘉靖中の刊かと推定される。刻工は次の通り。

4 戸二	父大	文六	文四	王文	王四	王本	王禾	王兵
王勿	王益	王愷	5 付元	付元	付元	付権	6 朱欽	7 余甫
吳介	吳升	吳成	吳昇	吳玠	吳昂	吳万誠	吳誠	

吳福 吳憲 吳鑾⁸ 周六 周能 坤三 坤五 坤四 坤玉
房三 易諫 易贊 林山 和一 和二 和五⁹ 段光 段爭
段時 段葵 宣二 胡文 胡漢 計五¹⁰ 晏怡 晋一¹¹ 張宗
張宗宝 郭華¹² 国二 国秀 彭隆 貴春 黄先¹⁵ 劉山
劉云 劉元 劉卞 劉木 劉丙 劉他 劉正 劉尾 劉甫
劉佯 劉明 劉拱 劉祥 劉琦 劉順 劉楮 劉震 劉霞
劉鎮²³ 体九

東京大学東洋文化研究所 (五四冊・有補写)、京都大学人文
科学研究所 (六〇冊)、東北大学図書館狩野文庫 (四〇冊)、内
閣文庫 (五四・四〇・四八 (首欠) 冊)、東洋文庫 (四〇冊)、尊
經閣文庫 (四〇冊)、北京図書館 (五〇・四〇冊と存首四〇卷
九冊の三部)、台湾大学 (五八冊・有補写) 等に蔵される。北
京図書館の四〇冊本は傳増湘の校宋本のようなのである。

明代の写本も数本あって、台湾の国立中央図書館善本書目に
通典存一四七卷 明烏絲蘭鈔本 二八冊 北平

(欠卷八、一二三・二九、四三・六六、七二・八五、八七・
一二四、一二九・一六一・一七一・一八〇・一八四)

が著録されるが、島田正郎氏の教示によれば宋元本に劣り特に
問題にすることもない由で、明刊本に近いものと思われる。

また、北京図書館善本書目に

新刊浙本通典存一九三卷 明抄本 三三冊

(存卷一、七三・七九、二〇〇)

がみえ、おそらく明代の浙刊本からの抄写本であろう。

東京教育大学付属図書館に、嘉靖一一・一二年に元大徳撫州

路刊本を書写した二〇〇卷 (欠卷一五八) 一〇〇冊があり、李
仁伯の刊語・刊記の類もほぼ忠実に収められている。

李元陽本 (杜氏通典増入宋儒議論)

明嘉靖間、福建の御史李元陽の校刊本で、杜氏通典の書名は
嘉靖一八年刊の方献夫本と同じだが、これは増入宋儒議論本で
あって、宋元刊本および明刊二本とこの点で大きく異り、かつ
増入諸儒議論杜氏通典詳節とも違って通典二〇〇卷の全文を収
めるものである。

慶應義塾図書館蔵本六〇冊は、杜氏通典序と増入宋儒議論姓
氏の一部に補写が行われているが、いまこの慶應本に基いて見
てゆく。薄茶色表紙 (二四・七×二五・九センチ)。まず李翰の杜氏
通典序、そして杜氏通典目録が九四葉に及び、宋儒の議論の題
目をも掲げる。ついで地理之図 (地図)、歴代伝繼図 (王朝表)、
五帝・夏后・商后・周后・秦の世次図 (王朝系図)、西漢・東
漢・三国・両晋・南朝・北朝・隋・唐・五代・宋の紀年之図
(年号図)、唐書本伝 (新唐書杜佑伝)、増入宋儒議論姓氏と続
く。宋儒は歐陽修・蘇洵・蘇軾・蘇轍・曾鞏・王安石・司馬
光・富弼・范祖禹・石介・夏竦・邵伯温・張来・秦觀・孫洙・
馬子才・蔡元道・黄琮・呂祖謙・陳傅良・葉適の二一名で、ご
く略伝か議論の典故かが付記されている。このほかに、内閣文
庫蔵本などには地理之図の前後に天文之図が、また宋儒の姓氏
の次に校刻官生姓名として、提調の福州府知府胡有恒・視梓の
福州府同知胡瑞・与校の江西貴溪県知県袁達・分校の延平府儒
学教授張鳳陽と各府県の儒学生員五名の列銜がある。

「杜氏通典卷第一 増入宋儒議論

唐京北杜佑君卿纂 明御史後学李元陽仁甫校刊」

と題して本文に入るが、その冒頭に杜佑の自序があり、食貨典の目次があつて食貨一となる。単辺（一八・五×一二・九_{センチ}）、每半葉一〇行、行一八字、注文小字双行。宋儒議論は各卷末に纏められ、一格を低する。版心 白口「（小題）杜氏通典卷幾（葉數）（刻工名）」、小題は各典の第一葉だけ「食貨」のように典名を、以下は「田制上」のように項目を表す。宋儒議論が付刻されるほかは他の通典と同じく、本文も明刊二本ときわめて近い。尾題は「杜氏通典卷第二百」。

李元陽は雲南大理の人で、伝記は焦太史編輯国朝獻徵録卷八九所載の李選の荊州府知府中谿李先生元陽行状が詳しく、嘉靖五年の進士であるが、何喬遠の閩書卷四五文苑志四によれば、嘉靖中に福建の巡撫監察御史となった。御史李元陽の校刊本としては十三經註疏があるが、さらに李元陽輯訂の史記題評一三〇卷の三本とも版式、字様、紙質がよく似、しかも王元名 王良 余伯環 周榮 張毛一 陳才 陸文進 陸旺 陸榮 能文 林 熊希 魏禎ら（杜氏通典と十三經註疏）、余本立 余海 周四 張田 陳珪 黃文 葉采 謝元慶ら（杜氏通典と史記題評）それぞれに共通する刻工が少なくなく、いずれも嘉靖年間に福建で相前後して刊行されたことには疑いの余地がない。とくに斯道文庫、京大人文学科蔵の史記題評の卷末には嘉靖一六年（一五三七）のおなじ福州知府胡有恒らの刊記があつて、李元陽の福建巡撫御史の在任時、さらにはこれら三書の刊年が嘉

靖一六年の前後であつたことを物語る。

なお宮内庁書陵部蔵の杜氏通典は後修本で、首に李翰の原序を挟んで、勅提督軍務巡撫福建地方都察院右副都御史丁繼嗣の重修杜氏通典序（補写）と、万曆三十九年（一六一一）の福建按察司提督学校副使馮埏の福建提学道補刻杜氏通典序がある。

宋儒議論がいつごろ通典に増入されてこのような形式に編纂されたかについての記録はないが、王国維が庚辰之間読書記の「増入宋儒議論杜氏通典」にこのことをとりあげている（觀堂外集）。この本の卷一〇〇末には、元刊本のものとは同文の李仁伯の跋が「大徳」丁未の年号を明記して付刻されているから、李元陽本は大徳臨川本から出はしたもの、宋儒のうち呂祖謙、陳傅良、葉適の三人は南宋の人であり、この増入はその寧宗、理宗の間に行われ、南宋人の科挙の書であるというものである。

しかし、それは後にとりあげる四二卷の増入諸儒議論杜氏通典詳節のことであつて、このように通典全卷に宋儒の議論を付加したのは李元陽であり、むしろ議論は詳節からとつたものであらうと思われる。詳節本は通典の本文を大幅に刪略し、議論はこれとほぼ同様であるから、詳節が杜氏通典を摘録したという方が順序ではあるが、通典二〇〇卷に一五〇篇に近い議論を加えた増入宋儒議論の杜氏通典は、科挙の参考書としてはあまりに大部にすぎよう。しかし、現在のところこの種の本は李元陽本以前のものがなく、また元刊本通典の李仁伯の跋があるのは竄入ではあらうが、一方でこの原刊本が元代以前に遡るも

のではないことを示していようし、いまこの本の宋刊本が存在したことを想定する根拠はない。

李元陽本では、増入宋儒議論と後代の呼びかたをし、議論のうちの宋朝、宋帝などに関する字句の前を空格にする例が詳細本より激減し、また議論の小字双行の注が例外はあるがほとんど省かれている。そのために、詳細本のところで問題になるおそらく勾字を避諱した「太上皇帝嫌名」、惇字に代る「御名」の注が欠落してしまったのである。さらに、巻七の蘇東坡と曾南豊の論、巻一一の詹叔義と呂伯恭の論など、目録にはみえるが本文が落ちた論があり、これが詳細にはすべて収録されている。これらは杜氏通典の先行する本から李元陽本に至る間に改められたり削られたりしたということもできるが、詳細本が現存する元末刊本、明刊本ともに本文は通典の宋元本の系統を引くのたいして、李元陽本の本文が他の明刊二本に近いと横の関係が深いことは、増入宋儒議論本通典の宋元以来の縦の関係を否定するものであろう。

そして、李元陽輯訂の史記題評一三〇巻をみると、これは正義本の史記の全巻について、その記事に関する孔安国以下、元明に至る諸家の評を輯めてその箇所の上に掲げたものであつて、その諸儒名氏には明の楊慎まで一一六名が列挙されているが、史記といい通典といい、あるいは十三經註疏にしても構成や形式が互いに多少は異なるものの、李元陽が本文に諸家の議論を付刻したり、集成することを好んで行ったものと思われるのである。班馬異同も同様である。

元刊本通典との関係は李仁伯の跋を収めるものの大いに疑わしく、他に撫州臨汝書院の校・刊記はもちろんないし、本文においても両者に特別な関係を示すものはほとんどないといつてよい。ところが、これに反して両者の密接な関係を示す例がもう一つだけある。

李元陽本は卷一八第三葉表第二行の「重其督責」の次に「使不才之人」以下七三〇字を脱しているのであるが、これが第五葉表第一行の選舉雜議凡七条の一の「律曰諸貢舉」の次に竄入している。そしてこの七三〇字は、元刊本では卷一八第二葉のちようど一葉にあたり、竄入箇所は第三葉が終った直後になる。すなわち、元刊本の第二、三葉が錯簡であつた本に拠つたことが明白なのである。ただし、それでいて個々の字句についてみると関係は薄いというほかはなく、七三〇字の最後の「于」字（殿版は於）を元刊本は脱する（宋刊本もない）ほか、この七三〇字中にも李・元両本で字句の相違する箇所が九はあり、そのうち五箇所は宋元本と明本三種とがそれぞれに一致しつつ対立するものであり、三箇所は宋元本と明本のうちの一が一致して李元陽本および明本の一と異なる場合であり、一例が李元陽本だけが異なる例であるから、結局、九例のうち八例までが宋元刊本と明刊本とが相違するといふ関係になつて、逆に元刊本と李元陽本が一致して宋刊本や他の明刊本と異なる例がここには絶無なのである。

なお、王国維のその他の指摘は増入諸儒議論杜氏通典詳細の方で参考になることになる。

慶應義塾図書館（六〇冊）、宮内庁書陵部（万曆三十九年修・五〇冊）のほか、東京大学東洋文化研究所（五〇冊）、内閣文庫（五〇・六〇・八〇・五〇冊の四部）、尊経閣文庫（五〇冊）、天理図書館（八〇冊）、台湾の中央図書館（四八・二四冊の二部）等に蔵される。

朝鮮乙亥活字本

名古屋市蓬左文庫の駿河御讓本の朝鮮本の通典二〇〇卷七五冊は、李朝の乙亥（一四五五）活字本で、空押亀甲繫唐草文黄土色（三二×一九・六_{センチ}）の李朝装の表紙の見返しに

「嘉靖三十九年九月 日」

内賜司諫院献納李翎杜氏通典一件

命除謝

恩

左副丞旨臣李（押）

の宣賜記があり、巻首に「宣賜／之記」印が捺されている。

首に李翰序と通典目録（六四葉）があり、その形式は無刊記の明版に近い。「通典卷第一／（低五格）唐京兆杜佑君卿纂」と題し、左右双辺（二二・八×一四・七_{センチ}）、每半葉九行、行一七字、注文小字双行。版心 大黒口、双魚尾、「通典卷幾（葉数）」。

杜序も明版と同じく巻一首にある。尾題「通典卷第二百終」。

嘉靖三十九年は李朝明宗の一五年で、いわゆる文祿の役の壬辰の年（一五九二）に先立つこと三二年である。当時、経筵に北宋刊本は秘蔵されていたわけであるが、本文を以上に挙げた宋元明刊の各本と較べると、宋元本とだけ一致する場合があるも

の、明本三種にも同様であって、とくに北宋刊本に拠ったとは思えず、あるいは参照したかといえるにすぎない。明本のなかでは、たとえば選舉典の卷一三にしても誤字や空格（第一三葉裏七行）をそのまま受継いでいるなど、とくに明版に近いのが特徴であるが、明版の卷六八にある一葉の脱漏は補われている。

五 武英殿版系諸本

武英殿版は首に乾隆丁卯冬一二月の梁詩正の御製重刻通典序があり、版心にも 每葉 上象尾に乾隆十二年校刊（一七四七）と入っていて、一〇行二一字本である。

殿版とまったく行格を同じくし、校刻通典諸臣職名三六名の官銜もあるのが、咸豐九年（一八五九）崇仁謝刊本（咸豐刊三通之一）と、同治一〇年（一八七二）広東学海堂刊本（同治刊三通之一）である。後者は明治二三年に竹添井々が北宋本との対校に用いたが（静嘉堂文庫蔵 四〇冊）、前者にも内閣文庫に「以宋槧本并竹添井々校合本対校／明治二十四年三月」（卷五末）「以秘閣宋本対校／明治二十三年三月」（卷二〇〇末）と記された校宋本がある。仁井田陞氏旧蔵の清木活字本の零本（存卷一六一―一七一）三冊も「圖書寮尊蔵宋本ト対校」されているが、これも一〇行二一字本である。

光緒二三年（一八九六）浙江書局刊の九通本は一行を減らした九行二一字で、一般にかなり流布したようであるが、民国二四―二五年に商務印書館で万有文庫の十通として縮印され、そ

れがさらにA5版で国学基本叢書に収められ、また台湾で一冊本にされて、われわれがもっとも入手し、かつ利用しやすいものとなった。縮印本は一葉半の二七行を一段とし、一頁に三段を収めている。しかし、誤字、異体字、清朝の避諱が多く、注意を要する。採を采、准を準、脚を腳に作るのもしばしばで、避諱も玄(康熙帝)字を元とするのは殿版以来であるが、寧淳それに丘は頻出し、また曆琰佇等の字に及んでいる。

殿版系のやはり九通本で、光緒二十七年上海圖書集成局刊本は一六行四三字、二八年上海鴻全書局刊本は二二行四八字と字数を詰めている。

六 増入諸儒議論通典詳節

増入諸儒議論通典詳節四二卷は通典二〇〇巻の本文を大幅に刪略し、これにその記事に関する宋儒二人の議論約一四〇篇を挿入したもので、一〇冊程度に圧縮した科挙受験の参考書である。この詳節本の現存本は二種あって、いずれも「至元丙戌/重新繙梓」という元の至元二三年(一二八六)の刊記をもつが、それぞれ元末と明代の刊本と思われる。そうであれば、至元重刊本とさらにその原刊本と、少くとも四度にわたって刊刻されたことになる。元末刊本は南宋の建安の坊刻本の形を伝え、慎字等の宋諱欠筆の名残りもあって、南宋後期以来、覆刻されてきたことを予想させるものがある。北京図書館善本書目に宋紹熙五年挾善堂刊本の残本が著録されているが、あるいはこれが原刊本であるのかも知れない。

宋刊本は現在のところ他に存在しないものようであり、かねて書目書誌の類にもみえなかったものである。北京図書館善本書目には

新入諸儒議論杜氏通典詳節四十二巻図譜一卷宋紹熙五年挾善堂刻本
存十九巻一至十八 図譜全 八冊

とあるが、実見の機会を得ず、詳細がわかっていない。

首題の冒頭を宋刊本は新入、元刊本は増入、明刊本は新刊増入とそれぞれに称するようであるが、以下、この書を詳節と略称することとし、まず元末刊本の現存本は次のとおりである。

四二巻 一二冊 静嘉堂文庫
四二巻 一六冊 竜谷大学図書館
存二七巻(卷一・二・六・一四・二七・三一・三四・三七・四二) 一二冊 故宮博物院(11B 60)

四二巻 一〇冊 中央図書館(11B 138)
四二巻 八冊 中央図書館(11B 138)
存二五巻(卷三・五・一一・一五・二四・二六・二八・三〇・三二・三五・四〇・四二) 一二冊 中央研究院(13C 261)

なお、北京図書館善本書目に 増入諸儒議論杜氏通典詳節の書名で左の一本がある。

四二巻 明弘治八年刊本 二〇冊 北京図書館
この詳節の内容や成立をめぐる問題などを、静嘉堂文庫蔵本について見てゆく。

静嘉堂文庫蔵 「元末」刊 一二冊
後補切金箔散黒色表紙(二二・三×一五・五センチ)。首目は李元

陽刊の杜氏通典とだいたい似ているが、その名称などに異なることがある。

まず李翰の原序のあと、「杜氏通典篇第題旨」と称して新唐書杜佑伝の抜萃（小字双行）と杜佑の自序、ついで「増入諸儒議論姓氏」。つづく「増入諸儒議論杜氏通典詳細綱目」は目録であるが、刪略の部分は別として李元陽本のものよりはるかに詳密で、本文中にとくに標題を掲げない小項目をも分類して提示しており、その末に「至元丙戌／重新編梓」の双行の刊記がある。「新纂杜氏通典詳細図譜」は李元陽本にあった歴代伝繼図、歴朝の世次図と紀年之図であるが、半葉に二枚づつを収め、地理之図はない。

元の比較的初期の至元二三年（一二八六）の刊本とはとても思えず、ほとんど元末、あるいは明初に降って、至元丙戌刊本をおそらく覆刻したものであろう。

首題は卷一・三だけ「増入諸儒議論杜氏通典詳細」とあって、以下は全卷「新入諸儒議論杜氏通典詳細」に作り、尾題も卷三・一九のわずかに二卷が「増入」で、他は「新入」に作って（卷二五・二〇・二五・四二は不明）、新入であったものを元代に増入に改題しようとした気配が窺われる。北京図書館の宋刊本は「新入」として著録されている。これが明刊本では、全卷が「新刊増入」に改められている。

左右双辺（一八・三×一二・四^分）、毎半葉一四行、行三三字、注文小字双行。版心 線黒口、双鱼尾、「（大小字数）典幾（葉数）」。¹きわめて例外的に、殷恒貞桓慎等の諸字に欠筆が見

られるほか、卷一一第二四葉表末行に惇字に代えて「御／名」と、卷一三第九葉裏第六行におそらく勾字を「太上皇／帝嫌名」と注記する。

蔵書印には「淡泉」「大司／寇章」（明鄭曉）「鄭印／端温」「亜／白」、「蔣氏／家藏」、「沈印／穀伯」「沈印／穀伯」（陰）「象／成」、「樸邨」（陰）「樸／邨」（陰）等がある。

通典の本文は、食貨典は序、本文のうちの総論風の、注のうちの解説的などところを部分的に略した程度であるが、選舉典はそのうで後半の雜論議の三卷をすべて省き、職官典では比較的主要な官職を拾って諸卿、武官などをほとんど削り、礼典は一〇〇卷のうち前半の三八卷（卷四一―七八）から郊天、天子宗廟、釈奠、封禪などのごく重要な部分を抜萃するだけで、喪制や開元礼はいっさい採っていない。樂、兵、刑、州郡、辺防の各典も、通典にはそれぞれ七、一五、八、一四、一六卷あるものを、わずかに二、三、三、二、二卷を割くにすぎない。全体として各典とも主要な部分を摘録し、あとはむしろ諸儒の議論と関連するところは残し、他は大胆に省いたという感が多い。

論は目録上では一三二篇を数えるが、目録になくて本文の存する場合が数篇あり、目録では二篇になっているものが連続する例もあって数えにくいが、約一四〇篇というところであろう。

諸儒二一名の姓氏は李元陽刊の杜氏通典のところに掲げたが、南宋では、呂祖謙はともかく、他は朱熹と対立的な立場に

あった永嘉学派の陳傳良と葉適だけで、朱熹とその一門の入っていないことが注目を引く。また、王国維によると、杜鎬、孫洙、鄭少梅、馬子才らの文集はすでに散佚し、卷一四と一六に引く蔡惇の祖宗官制三卷と卷一三の黄琮の国朝官制沿革一卷は元代以来伝本がなく（王氏が卷二一と二三、および卷一九とするのは李元陽本の卷次）、とくに後者はその書の過半がここに引かれ、宋史職官志に記述の薄い元豐以前の官制を伝えて貴重であるという。

このような議論は文献通考に付載されたものが著名であるが、詳節卷六食貨の錢幣の呂祖謙と葉適の論が通考卷九にも同様に続けて収録されるなど、双方に共通するものが稀にあるものの、両者に引用の關係はみられない。

さてこの詳節本の原刊本は、おそらく「増入」でなく「新入諸儒議論杜氏通典詳節」と題して、杜氏通典二〇〇卷本との誤解はあるものの、王国維のいうように南宋の中期以降に科挙の書として出版されたものであろうが、御名、太上皇帝嫌名などを通じて、この時期について一考しておきたい。

諸儒二人のうちの南宋の三人の生卒年は、呂祖謙が高宗紹興七々孝宗淳熙八年（一一三七々八一）、陳傳良が紹興七々寧宗嘉泰三年（一一三三々一二〇三）、葉適が紹興二〇々寧宗嘉定一六年（一一五〇々一二二三）であるから、寧宗理宗間というものも一応、考えられるところであらう。また、首の紀年之図に宋を「大宋」と称し、¹⁵⁾宋室に渉る語の頭を空格にする例が多く、宋代を降ることはありえない。

御名、太上皇帝嫌名の避諱は、卷一一選舉の呂祖謙の論と、卷一三職官の黄琮の論のうちに行われている。前者はこの前後が「紹聖初章^{名御}為相」とあって、これは紹聖元年四月に尚書右僕射兼門下侍郎となった章惇のことで（宋史卷一八哲宗紀二）、光宗の諱の惇を避けたことが明らかである。

一方、後者は黄琮の国朝官制沿革の一節であるが、この書は王氏も指摘するように直齋書錄解題卷六に著録されるだけの佚書であって、この文字を原本に確めることができない。この前後は少し長く引くと、

判磨勘司一員、掌勾考、唐比部職也。判^{太上皇帝嫌名}院一員、掌審覆出納、及審覆百官諸司兵級請奉、旧兼禁軍、以繁冗、別立諸司專計司掌之、以分其職。判理欠司一員……

とあるもので、北宋の三司の制の一部であることが明らかであり、院というからには勾院が考えられ、勾が嫌名にあたることになる。三司については周藤吉之氏が、北宋における三司の興廢（駒沢史学 一三 一九六五年、宋代史研究所収 東洋文庫一九六九年）に詳細に論究されたが、勾院は塩鉄、度支、戸部の三部に設けられ、朝官を以て充てられる判官と勾覆官が各一員置かれて、その職務は

掌勾稽天下所申三部金穀百物出納帳籍、以察其差殊、而関防之。（宋史卷一六二職官志二三司三部勾院）

というものであった。とくに百官等の奉祿の勾覆には触れないが、これは度支勾院の職務として金穀百物のなかに含まれていようから、職掌は両者に相違はないと思われる。国朝官制沿革

にただ一員というのは、各院一員の意か、あるいは太宗朝、真宗朝に三度ほど三部勾院が一院に併合されたときのことかであろう。宋史職官志、職官分紀、職源撮要、宋会要などを見て、官名には判勾院のように判字を冠しないが、国朝官制沿革は兼任職にはこれを明記するようで、この前後の(都)磨勘司にしても理欠司にしても、さらにはその前の塩鉄部七(八)案の一の胃案や戸部五案の一の修造案をも判胃案一員、判修造案一員と記している。

以上によってこれは判勾院ということになるが、勾字は高宗構の嫌名にあたり、太上皇帝は高宗であることになる。その避諱の例は、陳垣の避諱举例によっても、勾当を幹当、管勾を管幹と官名に及んだことが明らかである。

御名が悖であることは、北京図書館の宋刊本がその光宗の紹熙五年(一一九四)刊というのと合う。しかし、高宗は光宗の祖父であり、紹興三二年(一一六二)に養子の孝宗に譲位し、なお長命を保ったが、淳熙一四年(一一八七)一〇月に死去した。孝宗もそのわずか二年後に光宗に退位し、いわゆる重華宮問題が起きたが、いずれにしても高宗を太上皇帝と称するのは孝宗朝でなければならず、勾の太上皇帝嫌名と悖の御名とは共存しえない。すなわち、二つの避諱は別々に行われたのがたまたま合したものと考えざるをえず、そうであれば、少くとも古い方はこの本の刊刻とは直接の関係がないことになる。あるいは黄琮の国朝官制沿革に孝宗朝期の刊本があり、それに「太上皇帝嫌名」とあったものをそのまま引用した、というような場

合も考えられないことはない。しかし、共に引かれた蔡悖の祖宗官制旧典については、宋会要に

淳熙十六年七月十五日、吏部尚書兼侍讀顏師魯言、臣頃者伏觀撫州刊行祖宗官制旧典一書、呂式製度桀然明備、誠當今之龜鑑、万世之法程、……。(宋会要輯稿五五 崇儒四)

光宗会要

とあるのはそのころの刊本であることを示すようであるが、国朝官制沿革の方は関連する記事がみあたらない。

また、これは嫌名にあたる文字が勾であることへの疑問になるが、この詳節本は「太上皇帝嫌名」と非常に目立つ表記をしておきながら、引用文に含めておいたように、そのわずか八字前に勾の一字が明らかに存在するという矛盾がある。末一画の欠筆の場合には、同じ版本の中でも同じ文字をあるいは欠き、あるいは欠かないことがしばしばあるが、いかに坊刻本にしてもこれは杜撰である。

いずれにしても、避諱欠筆からは光宗朝の紹熙以後とするのが当然である。

また、議論の諸儒の中で最年少は淳熙五年進士の葉適であったが、その論は六篇が収録されている。そのうちの二篇は水心別集の進卷に所収のもので、その執筆は淳熙年間の初期であるといわれるが、他については確定できず、葉適はなお開禧の出兵(二年・一二〇六)に韓侂胄に関与したほどであり、これらが杜氏通典詳節の議論に掲載されるには、淳熙以後、すなわち光宗朝以後を考えるのが妥当であろう。

一方、南宋人がわずが三名にすぎず、それも呂祖謙のほかは永嘉学派の陳傅良と葉適であつて、朱子の学派の論がないことは、科挙受験の参考書であれば党争との関係が考えられよう。

道学に対する攻撃は淳熙中から露骨になり、七年に秘書郎の趙彥中が上疏して科挙に道学の一派を採用しないよう求めたといわれ、その後も林栗による朱熹弾劾など激しいものがあつたが、一方で孝宗の朱熹への信頼は厚く、対立は根強いまま趙汝愚と韓侂胄の確執につながり、慶元の偽学の禁に至る。その偽籍には朱熹はもとよりであるが、陳傅良と葉適も入れられたし、また慶元六年（一二〇〇）の朱熹の歿後しばらくして禁が緩められたから、少くとも慶元以後は党禁の時期および解除後のともに、この詳節の成立期にはふさわしくない。すなわち、孝宗朝も寧宗朝もあまり妥当でなく、光宗期の紹熙年間の状況がもっとも応じているように見える。

そうすると、これは北京図書館本の紹熙五年刊というのと結びつく可能性がある。いまこの本の行格がわからないから、これを原刊本として、元至元、元末と覆刻を重ねてきたとはいえないが、しかし、紹熙五年に新入諸儒議論杜氏通典詳節四二巻として成立していたことは確実である。

北京図書館の明の弘治八年刊本というのは、次掲の明刊本は書題に新刊の二字を冠すること、至元丙戌の刊記があるが弘治のものとはみえないことにより、これとは異つて、いままでに述べてきた元末建安刊本の系統の本であることを思わせる。書目に瞿捐とあり、鉄琴銅劔棲藏書目録には元刊本として至元丙戌

の一行の刊記をもつ一本が著録されているが、これと同本であるかはわからない。

北京図書館の弘治八年刊本を別として、ここに明刊本と称するのは、やはり至元丙戌の刊記をもつが、上述の元末刊本よりやや大型で字様も異り、新刊増入諸儒議論杜氏通典詳節と題する明の比較的早い時期の刊本である。現在、左の三本の存在が知られる。

四二巻 八冊

内閣文庫

四二巻 一六冊

東京大学東洋文化研究所

四二巻 一二冊 中央研究院歴史語言研究所(13C 261)

内閣文庫本について見ると、薄水色表紙(二九・九×一七・七センチ)、「杜氏通典詳節」の双郭の題簽を付す。首の李翰の序に

「新刊増入諸儒議論杜氏通典詳節」と題し、以下の諸儒議論姓氏、図書、綱目にそれぞれ「新入」の二字を冠し、さらには首尾題ともすべて「新刊増入諸儒議論杜氏通典詳節」であるが、内容はいずれも元末刊本とほとんど変わらない。綱目末にやはり「至元丙戌／重新繡梓」の旧刊記が刻されているが、匡郭が二センチ余づつ大きいのに比例して、やや大型になっている。双辺(二二×一四・八センチ)、每半葉二行、行二三字、注文小字双行。行数が減っていささか大字になり、元末刊本に多い略字をほとんど正字にしているから、この本には麻沙本の感は少い。版心は粗黒口で「杜氏通典詳節卷幾」と題し、下象尾に次のような刻工名がある。

王元 王英 王海 王鑾 李俊 李進 李福 金祥 孫安
徐旺 馬璽 張巳 張中 張正 張玘 張政 張紀 張英
張勝 張夷 張聰 張鐸 許鳳 郭從礼 陳堂 楊中 楊忠
東京大学東洋文化研究所の大木文庫本は汲古閣旧蔵で、「元
本」「汲古／主人」「希世／之珍」「甲」「毛晋／之印」「毛氏／
子晋」「汲古得／修綆」等の印が捺されている。

七 諸刊本の本文について

通典本文の宋刊本との校合は、傳增湘・玉井是傳、仁井田陞
の諸氏によって行われたものがよく知られている。傳氏は現天
理圖書館蔵の南宋刊本を入手して、九年の歳月をかけて明版と
対校し（校宋本通典跋^{圖書館季刊三十一・二一九九}、^{藏園群書題記卷三}所収）、玉井氏はこ
れを写録してさらに武英殿版とも校勘して、

一、宋版が正しく、明・殿版が誤るもの 七例

二、李・殿版が正しく、明版が誤るもの 六例

三、宋・明版が正しく、殿版が誤るもの 三例

を挙げ、その是非を考証された（前掲論文）。仁井田氏はこの
一六例のすべてについて元刊本・方献夫本・李元陽本とも対校
し、新たに五〇例を挙げてこれら六本の本文を比較し、その異
同によってこれを八項に分類、提示して、次のように「殿本を
中心として通典諸刻本の相互関係を総括」された（前掲論文）。

（一）殿本には宋元本と異って、明刻三種と一致する点が多
い。所詮、明刻三種間に承継関係がある様であるが、若し
ないとすれば、明刻三種は本文に述べた刻本以外の古刻本、

又は古抄本の系統にも属するものとならう。次に殿本には明
刻三種中の一二と一致する点も多いが、特に方献夫李元陽本
と一致して明刻一本に異なるもの、又、李元陽本に一致するの
みにして他の明刻二種に異なるものが甚だ多い。（中略）反之、
殿本が所謂明刻大字本に一致して、他の明刻に異なるものは比
較的少い。所詮この点よりいへば、明刻三種中、殿本に最も
親縁関係の深いものは李元陽本であり、次で方献夫本及び所
謂明刻大字本とならう。

（二）宋元本間の差異は、明刻本及び殿本と宋本との差異
程甚しくはないが、元本には宋本に比して文の増減があり、
脱誤も加つてゐる。そして、これ等の差異を、明本及び殿本
に於いて、承継したものが少くない。

（三）殿本には、宋元本及び明刻三本と異なる点も頗る多
い。勿論この中には、殿本校刻の際に生じたもののがかなりあ
らうと思ふ。然し、差異の総てが然るかは問題である。その
中には恐らく異本を参考したが為に生じたものもあらう。一
体、殿本には元本及び明刻三種と異り、却つて、その源流と
もいふべき宋本に一致するものが、往々見出される。（中略）
殿本が明刻三種と異って、宋元本と一致する点も、亦殿本が
宋元本によれるに非ずとせば、殿本は本文にあげた刻本以外
の資料によれることを考へねばならない。

要之、殿本通典には、或程度まで古刻本（又は古抄本）が
綜合されてゐるのであつて、元本又は明本中の特殊の一本に
よつたものではないらしい。従つて、諸本中の短所によらず

して、長所によった点が往々にして発見される。然し、殿本校刻当時、基準とすべき善本、たとへば、北宋本の如きが得られなかった為もあらうが、諸本に於ける長短の取捨、宜しきを得ず、却って諸本の短所によってゐる場合がかなりある。且殿本校刻の際の過誤等を加へて、宋本殿本間の差異を大ならしめた。宋殿両本の差異の多くは攙入脱誤等殿本の欠陥によるものが多いこと、先にも一言した所である。

氏は特徴的な異同の箇所を摘出して比較されたのであるが、特定の箇所でなく、数量的に較べて相互の関係を平均してみても必要もあると思われる。これを巻一三―一八の選挙典について調べると、次のような結果が得られた。異体字やごく些細な誤字などをどこまで取りあげるか基準を決めにくいので、この数字は必ずしも正確とはいえず、概数として考えねばならないが、傾向を知るには十分なものといえるつもりである。対比の便宜上、分類と称呼は仁井田氏のものにより、その記号は氏の総括の文の行間にも付しておいたが、ここにはさらに（ ）内に逆に宋元本を先として刊年の順に諸本の関係を略号で簡明に示しておいた。

第一 殿本が明刻三種又はその一二と一致して宋元本と異なる例
イ 殿本が明本三種と一致して

（宋元・方李明殿） 220
宋元本と異なる例
ロ 殿本が方献夫本及び李元陽本と一致して

（宋元明・方李殿） 17
宋元本及び明刻一本と異なる例

ハ 殿本が李元陽本及び明刻一本と一致して

（宋元方・李明殿） 75
宋元本及び方献夫本と異なる例

ニ 殿本が方献夫本と一致して

（宋元李明・方殿） 6
他の明刻二種及び宋元本に異なる例

ホ 殿本が李元陽本と一致して

（宋元方明・李殿） 41
他の明刻二種及び宋元本に異なる例

ヘ 殿本が明刻一本と一致して

（宋元方李・明殿） 0
他の明刻二種及び宋元本に異なる例

第二 殿本が元本及び明刻三種と一致して

（宋・元方李明殿） 20
宋本と異なる例

第三 殿本が宋元本及び明刻三種と異なる例

（宋元方李明・殿） 148

（補） 殿本が宋本と一致して

元本及び明刻三種のいずれかと異なる例

（宋殿・元方李明） 14

（宋元殿・方李明） 65

（宋元方殿・李明） 37

（宋元李殿・方明） 7

（宋元明殿・方李） 42

一見して、仁井田氏の総括イロホヘが数的にも正しいことがわかるが、氏は実際に殿版を利用する立場からこれと他本との異同を較べるという方法を取られたのに対して、いまは通典の諸版本の関係を再確認する意味で、古い方から対比するこ

となる。

したがってまず宋刊本で、第二、そしてイ（以下「第一」は略して直ちにイロハを示す）であるが、その前に北宋本と南宋本を比較しておく必要がある。両本は匡郭の大きさや行格がほぼ一致するから覆刻の関係にあることは明らかであるが、南宋本に避諱欠筆が増えたとえにやや厳格になったのをはじめとして、少からず字句の異同がみられる。首の進通典表の末行の年号の貞字にその欠画が眼を惹くことと、次の通典序の後半に南宋本は二九字を補って、そのためにこの一葉は字詰が異っていることはすでに述べた。本文にも各巻とも数箇所は相違する例があり、北宋本の誤字を南宋本が訂正したものとしては、卷一七第五葉（第四冊第一四葉）第四行の下方に、唐の狄仁傑の名を北宋本はただ傑とするのを、南宋本では仁が補われたごとくである。むしろ南宋本から誤る場合もあり、また、南宋前期の第一次修葉にすでに墨釘の箇所がやや目立つ。南宋中期の第二次補刻になると、当時すでに相当に版木の漫漶が進んでいたらしく、とりわけ双行小字の注文には集中的に誤字のある葉がある。卷一三第五葉などがそうで、版面中央の注文の部分と初三行の本文にも誤りが多い。しかし、この第二次修の誤刻は別として、概して南宋本で改められたのを元刊本あるいはそれ以降が承継している場合が多く、両者の関係を窺わせるものがある。ただし、南宋本第一次修葉の墨釘の箇所は、元本ではほとんど訂されている。

宋元両本の関係は、右の第二とイとの数字を較べればわかる

ように、宋本と元本とは多少の出入異同はあるものの非常に近く、ほぼ同系といえるのに対して、宋元本と明刊本および殿本とは差異がきわめて多い。ただし、宋・元本の間にもかなり重大な差異はあり、しかもそれが明本に伝えられている。玉井、仁井田両氏が指摘されたように、卷一八の選舉典の最末の、その総論ともいうべき杜佑の一四〇〇字余の評語の尾に、「遂寧王氏曰」にはじまる七四字が小字双行で注記されているのは、元本以後の竄入の例である（殿版では除かれている）。

これは通典に本来あった文とは考えられないもので、玉井氏は南宋の王灼の言かと推察されたが、この評後の後半は文献通考卷三七選舉考一〇の末にも引かれているものの王氏の文はみえず、確認できない。逆に元本以下に、卷一四四樂典四の東宮宴会奏金石軒懸及女樂等議に二七字、刑典の卷一八〇に二五字の各一節の誤脱のあることも、仁井田氏が例示された（第三（八）（九））。同じくその（四）と（六）に挙げられたのは、礼典のうちに八節ほどもその文の挿入される位置の異なるものである場合であるが、この卷八九および九二は撫州臨汝で李仁伯が經史を参照して鋭意校正したという巻であり、その結果がなんらかの形で作用はしているよう。以上のような大きな差異が目立ちまするものの、また李仁伯の跋は、当時その底本の漫漶が甚しく、卷二五から一〇〇の七五巻で、一七六八字を正し、三二二字を刪り、三八八字を増したと述べているが、現存の宋刊本と対照してもそれほどの相違はみられない。それは、宋刊本のこれらの巻が北宋本と南宋の第一次修本で漫漶というものではない

いし、校訂した元刊本と再び一致していいわけで、いずれにせよ宋元本の関係は非常に濃いものと考えられる。

なお、諸儒増入杜氏通典詳節は通典本文の過半を刪略しているので数値の対象にならないが、その摘録部分を元末刊本にみると、坊刻本であるだけに独自の誤字もあるが、宋・元両本が異なる場合にもほとんど宋本に一致し、南宋に成立して覆刻されて伝えられたであろうことを思わせる。すなわち、詳節本も通典校勘の重要な資料である。

宋元本を同系とみなし、これを明本三種および殿版とが異なる場合がイであるが、ロハもこれに準ずるとみてよいから、「遂寧王氏曰」など元明本間の継承関係を示す例がいくつかあるにしても、宋元本と明本との間の較差はあまりに大きい、その明本も方献夫本、明版（無刊記本）の順に宋元本に近く、逆に李元陽本がもっとも殿版に近づく（ホロニ）ことは、仁井田氏の総括にあったとおりである。このように明本三種のうちにも異同があるものの、イロハの数のとおり三本は相互に深く関わりあいつつほぼ等距離の位置にある。それは、これら伝存本以外の元明の間の多種の刊本あるいは写本の影響を複雑に受継いできた結果であろう。

明代の刊本としてはもう一つ嘉靖三十九年の宣賜記のある朝鮮活字本を含めなければならないが、この朝鮮本も他の三本とまったく似た存在であるために、仁井田氏の分類に加えると組合

せが増えるばかりで煩瑣になるので省略し、ここに別に述べることにした。朝鮮本の本文を玉井、仁井田両氏の挙げた一六および五〇の例についてみると、二つのことがわかる。一は、ほぼ同列に扱ってよいがとりわけ明版に近いこと、二は、それで李朝の刊本ではあるが、他の明本と異って宋本と一致するという場合が特別にないことである。すなわち、前者についてはロニホへ、第二、第三に挙げられた諸例のほとんどで明版の含まれる側に属し、例外面にイと第二で三例だけ後者の例となつて、宋本または宋元本と一致するのである。後者のような宋元本と明本のうちのいずれか一種が合う例は、他本にもロハのようにあるわけであるが、選挙典六巻を通してみると、朝鮮本が別に多いわけではなく、巻一四の後半にやや集中的にみられるものの、全体としては稀で、経筵に北宋本を蔵していたことと関係はないようである。これらのロ以下の例では明版とほとんど合致してしまつたが、イでは李元陽本、殿本とだけ合う場合も二例あり、選挙典で通算すると方献夫本、李元陽本と合つて明版と異なる例もかなりあり、結局、朝鮮本も明版とはとくに近いものの、明本三種と同じような位置にあることになる。

さらに殿版となると、明刊各本と一致する例が挙げられ、また宋本と合う例も補つておいたが、第三の明代以前の全本と異なる例が非常に多いように、やはり明本とも一線を画す存在であることが明らかである。すなわち、通典の刊本は宋元、明、清

と代を終るごとに無視できぬ変化を遂げているのである。

殿本校刻の際に、宋刊本は利用できなかったにしても、現存本以外にも各種の伝本を参考し、それらを綜合していると仁井田氏は考察されたが、そのほかに目録を編みなおしたり、杜佑の引用の意図に抱わらず本文を経史によって訂したりした例がかなりある。目次は、比較的簡単な食貨、選舉兩典はともかく、職官以後は各篇の冒頭に掲げられる細目が、宋本以下の各本では必ずしも本文と均整がとれていないものを、殿版は相当に整理している。

職官典では、宋本は大字小字の別が不均衡で、また尚書の郎中、員外郎などが本文にあっても目次にはみえないのを、殿版は各機構ごとに長官を大字に、以下を小字にし、そして採録された官はすべて目にも掲げて、きわめて整然としたものになっている。礼典は目録が長く、殿版にして二七葉に及ぶものが、典の首と各巻の首とに提示されるわけであるが、これも殿版は整理されていて項目の検索に便利である。宋本は典の冒頭に細目を挙げ、さらに各巻首にそれを重複させているが、それだけに小項目を採らない場合があり、また逆に目に載せながら本文がない場合もある。これに対して殿版は、職官典などと同じく典の首に本文の項目を網羅的に拾い、大字の項目と小字双行の小項目との関係も適切であり、各巻の首には再び目を設けることはしないで、その本文中の題と合致するようにになっている、以下の樂、兵、辺防などの諸典にも、ほぼ同様な傾向がみられる。

卷九四礼五四の奔喪及除喪而後歸制の奔喪の大部分は礼記卷

三四奔喪とほとんど同文であるが、宋、元、方獻夫の各本は本文中に九箇所にわたって七、八字から多いところで九九字をも欠き、李元陽本と明版は本文にはほとんど省略がないが、かなりの量の注文をすべて脱しているのに対して、殿版はほぼこれらを備えている。しかし、宋本以下のこの省略は文節ごとに行われており、けっして誤脱ではなくて、当初からその部分が刪節されていたことが明らかである。一方、殿版はわずかに礼記の本文と出入異同があり、またやや長い注文をいくつか略してはいるが、宋本以下の字句の異同も訂して、他の諸本に較べればほとんど礼記に等しいといつてよい。このような例は他にもあり、玉井、仁井田両氏が指摘された卷一八〇州郡典一〇の安東大都護府の条への新唐書地理志の一節の補入も、これと同様の場合である。明代の一部の刊本から、校対者が経史の引用文を恣意的に増補あるいは訂正し、殿版に至ってさらにこれを徹底させたものと考えられる。

殿版系の近代の刊本は、ほとんど行格を同じくするものの、竹添井々校宋本の同治一〇年広東学海堂重刊本にしても、仁井田氏によれば本文が殿版とまったく同じではない。現在では普通われわれが用いるのは商務印書館の光緒二十二年浙江書局本の縮印本になるが、これにはさらに避清諱や異字、誤字が多い。通典は宋元刊本、明代の刊本、武英殿版と時代を画することに次第に本文にかなりの、ときには重大な差違を生んできたから、ましてわれわれが主に商務印書館本を使うならば、いよいよ宋刊本を参照する必要がある。南宋本は北宋本の覆刻本であ

り、その誤字をある程度訂正しているようなので、善本であることが予想されるが、その原刻本の伝存がごく一部であり、補刻本はすでにその長所をかなり失っている。しかし、幸に北宋本が二〇〇巻中の一七九巻を存し、その欠巻の部分も南宋本の第一次までの修本でほぼ補えるから、これらが容易に利用できる機会を得ることが願われるのである。

また、通典には、北齊の宋孝王の関東風俗伝や杜佑の族子の杜環の経行記などの佚書の一部が引用されていたり、礼典の後半に唐の開元礼を収めていることはよく知られているが、隋以前の記事については、経史の諸書、とりわけ正史の各所からの引用が頻繁で、どちらかといえばそれらを繋ぎあわせて編集されたような巻も珍しくない。引用文は多分に断片的であり、必ずしも原文に忠実ともいえないが、杜佑の引用は唐中期以前の写本に拠るものであり、その校合資料としての価値は低くない。とくに魏書や北齊書のように、宋代に版本にされた際にすでに全巻が整わなかった諸書については、それに資する場合が多いのではないかと思われる。

註

- (1) 宮崎市定 書禁と禁書 (東亜問題 二一一 一九四〇、アジア史研究 第二所収)。

森克己 日唐・日宋交通における史書の輸入 (本邦史学史論叢上 一九三九、日宋文化交流の諸問題 所収)。

- (2) 続資治通鑑長編卷三六五哲宗元祐元年二月庚辰

続資治通鑑長編卷四八〇哲宗元祐八年正月辛丑

卷四八一 " " 二月辛亥

卷四八二 " " 三月甲辰

卷五〇六 " 元符二年二月丁酉

高麗史卷一〇世家宣宗庚午七年十二月

- (3) 高麗史卷一一肅宗庚寅三年十二月丙辰に「賜礼部宋朝開宝正礼一部」とある。

- (4) 高麗史卷六靖宗壬午八年二月己亥、己酉一一年四月己酉、卷七文宗丙申一〇年八月、戊戌一二年九月己巳、己亥一三年二月甲戌、癸卯七年一二月。

このうち唐書の記事は文宗一〇年(一一〇五六)で、新唐書成立の嘉祐五年より四年前にあたる。

- (5) 中村榮孝 朝鮮官版の内賜記と国王印について (朝鮮学報二五輯 一九六二、日鮮関係史の研究下 所収 朝鮮の古版印刷)。

- (6) 単辺(二〇・二×二二セ)、一三行、二五字。卷末に洪武六年癸丑十二月 日の按廉使兼監倉安集勸農使転輸提点刑獄兵馬公事中正大夫左司議大夫進賢館直提学知製敕充春秋館修撰官抑珣ら六名の官銜がある。藏書印は「図書/寮印」と曲直瀬氏の「養安院藏書」印の上に朱の「消」印が捺されているだけである。

ところで、島田翰のいうのは、内閣文庫蔵で「秘閣圖書之章」の甲種印のある乙亥活字本のことではないかと思われるふしがある。この聖元名賢播芳続集六卷四冊は、聖宋

名賢五百家播芳大全文粹一卷（上中下）三冊とで一部を成しているが、両者は取合せ本らしくて、元の続集の方に方寸余の印の切りとりあとがあるからである。

この両播芳集はまったく同種の乙亥年の活字本で、ほぼ同じ時期の印本であるが、料紙の大きさが縦で一センチ違い、蔵印も異なるから、もと別本であったものを取合せた公算が大きい。すなわち印章は、宋の大全の巻首（第一冊首）には右下に「蟠桃院」の長方印と、その上方に「佐伯侯毛利／高標字培松／藏書画之印」の方印があるのにないし、元の続集には毛利印がないかわりに、五・六センチ×約二・五センチの長方形と四・七・六センチのほぼ正方形の印記の切りとりあとがある。毛利印は書陵部と内閣文庫蔵本に珍しくないが、ほとんど毎冊首に捺されているから、宋の大全文粹の方はもと一冊の装訂が分たれたとみれば中下にこの印がなくとも肯けるが、元の続集にないのはこれが毛利家に架蔵されなかったためであろう。一方、宋の大全文粹には二・三種の切りとりあと、それに代る印章もない。ただし蟠桃院印は続集にもあるが、これに疑問も多いのでもう少し贅言しておく。

蟠桃院は京都妙心寺の塔頭で前田玄以の創建にかかり、その印は一休禪師の用いたものといわれるが、宋の大全文粹は寛政ごろにはここから毛利家に移り、文政十一年に幕府に献上されていまに伝えられた。一方、元の続集は切りとられた印章の某所から蟠桃院を経て、「秘閣圖書之章」

の甲種印を押捺した明治五、六年以前に内閣文庫に収められたことになる。ところが、後者の切りとりあとは、四・六平方センチの方印のものが巻四首と巻末の聖元名賢総目（全三葉）の首に、四・三センチ以下×二・一センチ以下の長方印のものが巻四を除く毎巻首に、六・九センチ×一・九センチの長方印のものが巻六尾にあり、それが近代の裏打補修によって埋められたところに、巻一と四の首には前者と同じ「蟠桃院」印が捺されている。しかし、裏打が寛政、さらには文政以前には毛利家で両者が一部を成していたことはありえない。

元の続集は、この切りとりあとからみて、もとは首に聖元名賢総目があり、三巻づつの二冊に装訂されていて、両冊首に方印、それ以外の各巻首に長い方の長方印、全巻の最末尾（巻六尾）にもう一つの長方印が捺されていたと推測される。長方印はともにわずかに四周の一边を切りのこしているのにないして、方印は痕跡を留めずに切りとられたが、二箇所とも裏葉まで印が滲んだらしく、印文は不明ながら、切りとられた位置の真裏に方四・六センチの単郭印が歴然と認められる。ただし、「経筵」印は方三・八センチであるから、これは別印であって、秘府の播芳続集は二本ともこの印と関係がない。しかし、島田翰の言はまったく根拠がないというより、切りとって経筵印のものとみせかけたのではないか、あるいはさらに、宋の大全文粹には遅くとも一八世紀中には捺された蟠桃院印が、続集にはその切りとり

あとのごく近代の補修の上にあるのが、作爲的なものではないのかとも憶測されるのである。

なお、この内閣文庫の乙亥活字本の聖宋名賢五百家播芳大全文粹と聖元名賢播芳統集六卷とは、朝鮮史料集真第一輯（朝鮮総督府、一九三五年）に所載であるが、同時に「光山金氏襲蔵本 全羅北道扶安郡丹山面 金鳳述氏所蔵」本が掲げられて、その表紙見返しに「嘉靖二十一年五月日内賜司諫院司諫金瑞星宋播芳一件 命除謝恩 左承旨臣洪（押）」の内賜記があるとされ、中宗三十七年（一五四二）の刊となる。

- (7) 元王広謀撰、二冊。左右双辺（一八・六×一一・七センチ）。付録の新刊素王事紀の目録尾に「泰定甲子秋蒼巖書院刊行」の原刊記があり、素王事紀の末に「右家語古今天下宝之而吾／大東未有板本予得是本／命刊于江陵以貽後学焉建／文四年七月望潘溪朴肯誌」の木記がある。泰定甲子は元年（一三二四）で、二年の「泰定乙丑仲夏崇文書塾刊行」の刊記のある本（国立中央図書館金元本図録 図八二・13C 121）と、いずれも覆刻の関係にあると思われる。経筵印はなく、卷二末の島田翰の識語に「卷首捺先大夫図章」という印章もみえず、卷首目録の欄外に「月城李氏家蔵」と墨書された下に、ごく薄く墨印を消したらしい跡があるが不明であり、首の金沢文庫印も偽印であるといわれる（関靖金沢文庫の研究 五一頁）。

- (8) 金斗鐘 韓国古印刷技術史 一三九頁（ソウル 一九七

四年）。

内閣文庫本は宋鮑彪校注の一〇巻本で、巻七・八を欠き、巻六が補写の四冊。双辺（二二・八×一四・九センチ）、一行、二一字、注文小字双行。経筵印と毎冊尾の「頤庵道人」印は補写の第三冊にはなく、「昌平坂／学問所」印関係のものは全冊に捺されている。

- (9) 宋温大明撰、一冊。本文一四葉の小冊子で、単辺（一八×一二・三センチ）、一四行、二六字。版心粗黒口。李氏の明宗朝（一五四六～六六）の魚叔権の攷事撮要に所収の八道冊板目録の江夏道源州の項に、服薬須知、居助道方などと散見するのと結びつけるのは無暴であるが、そのころの覆刻本ではあろう。

- (10) 同碑によれば、薛玄卿（諱は玄曦、至元二六～至正五・一二八九～一三四六）は一二歳で龍虎山に入道し、晩年の至正三年に弘文裕德崇仁真人を授けられて、杭州の諸宮觀を領したという。それ以前に洞玄冲靖崇教真人と称したかはわからないが、この号が薛玄卿となんらかの関連はあるう。

- (11) 卷一〇五・一〇六の末葉は南宋中期の補刻葉、一〇八・一〇九は漫漶がやや著しく確言できないが、魚尾があり前期の第一次補刻葉ではないかとみられる。

- (12) 地名であろうが不明。撫州のすぐ東方を盱水が流れ、建昌路の南城から臨川に至り、ここで西側の宜黄を流れる宜黄水、崇仁を流れる臨水などと合流する。

(13) 毛詩註疏卷四や春秋左伝註疏卷一三以下の首題の後に、

「明御史李元陽提學江以達校刊」等の一行がある。

(14) 「嘉靖十六年丁酉福州府知府胡有恒同知胡瑞敦雕」。内閣文庫蔵本にはこれがなく、卷五以下の主に奇数巻の首題の次行にある「明李元陽輯訂高世魁校正」または「明楊慎李元陽輯訂高世魁校正」の一行の首の「明」および「楊慎」が切りとられている。東京大学東洋文化研究所蔵本は卷一・一五・一八・八二・八七の二巻三冊が存するだけで、やはり刊記はなく、他は明刊九行本の史記（正義）が補配されている。

やはり李元陽校の班馬異同も嘉靖一六年の刊本で、版式等は眉上に評を掲げるところまで史記題評に似、刻工も各李元陽本に共通するものが多い。ただし、知府胡有恒の刊とはなく、卷末に「嘉靖一六年歲次丁酉山人高澂覆校」との一行と、同じ嘉靖丁酉の福建按察司僉事汪佃の刊序がある。

(15) 図中に寧宗、理宗、度宗、幼君（恭宗）までを記すのは後代の補入であろう。

(16) 諸橋轍次 儒学の目的と宋儒慶曆至慶元百六十年間の活動 第二篇第二章第六節（大修館書店 一九二九年、諸橋轍次著作集

第一巻 所収

(17) 宋元学案卷九七慶元党案表など。なお、文献通考卷三

二選舉考五にもつぎの記事がある。

（慶元二年）自韓侂胄襲秦檜故智、指道學為偽學、台臣附之、上章論列、詔榜朝堂。而劉德秀在省闈、奏疏至云、偽學之魁、以匹夫竊人主之柄、鼓動天下、故文風未能丕變。請、將語錄之類、並行除毀。既而葉翥上言、士狃於偽學、專習語錄、詭誕之說、中庸大學之書、以文其非。有葉適進卷、陳傅良待遇集、士人伝誦其文、每用輒效。請、内自太學、外自州軍學、各以月試、合格前三名、程文上御史台考察、太學以月、諸路以季。其有旧習不改、則坐學官提學司之罪。是舉也、語涉道學者、皆不預選。（宋會要輯稿一〇九冊選舉五貢舉雜錄慶元二年三月一日条 宋史卷一五六選舉志二 参照）

通典および通典に関する宋元刊本の調査にあたって、各図書館・文庫には格別のご厚意をもってこれら貴重書の閲覧、あるいは複写撮影にご便宜を、また、調査や考証にさいして、多くの方々のご教示、ご協力をいただきましたことに、篤くお礼申しあげます。